

第 7 期新発田市障がい者計画
第 7 期新発田市障がい福祉計画
第 3 期新発田市障がい児福祉計画

【令和 6 年度～令和 8 年度】

令和 6 年 3 月

新発田市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国の動向.....	1
3 計画の位置付け	3
(1) 法的根拠	3
(2) 他計画との関係	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	5
(1) 策定体制	5
(2) アンケート調査の実施	5
(3) パブリックコメント（意見公募手続）	5
第2章 障がい者を取り巻く状況	6
1 障がい者数の推移.....	6
(1) 人口の推移	6
(2) 障害者手帳所持者数の推移.....	7
(3) 障害支援区分認定者数の推移.....	10
2 障がい者の教育環境	11
(1) 就学前児童の状況	11
(2) 小学生・中学生の状況	12
3 アンケート調査から見る障がい者の状況	14
(1) 福祉に関するアンケート調査.....	14
(2) 障がい福祉サービス等実態調査	22
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念と基本目標	27
2 施策の体系	28
3 成果指標の設定	29
第4章 分野別施策の基本的方向	30
1 保健・医療	30
(1) 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期支援の推進.....	30
(2) こころの健康づくりの推進.....	31
2 生活支援.....	32
(1) 相談支援体制の構築	32

(2) 在宅サービスの充実	33
(3) 障がい児支援の充実	33
(4) 医療的ケア児への支援の充実	35
(5) 障がい福祉サービスの質の向上	35
3 生活環境	36
(1) 居住環境の充実	36
(2) 屋外での移動支援及び障がいのある人に配慮したまちづくり	38
4 雇用・就業	39
(1) 雇用の促進	39
(2) 総合的な就労支援の推進	40
(3) 福祉的就労の充実	41
5 教育	42
(1) 特別支援教育の推進	42
(2) 福祉教育の推進	44
(3) 生涯学習の推進	44
(4) スポーツ・レクリエーションの充実	45
6 情報提供・意思疎通支援	46
(1) 情報提供の充実	46
(2) 意思疎通支援の充実	47
7 安心・安全	48
(1) 防災対策の推進	48
(2) 防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済	49
8 差別の解消及び権利擁護の推進	50
(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進	50
(2) 権利擁護の推進、虐待の防止	51
9 障がい者団体・機関	52
(1) 障がい者団体との連携	52
(2) 新発田市自立支援協議会との連携	52
10 行政サービスにおける配慮	53
(1) 行政サービスにおける配慮	53

第5章 第7期新発田市障がい福祉計画54

1 第6期計画の目標の達成状況	54
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	54
(2) 地域生活支援拠点等の整備	55
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	55
(4) 相談支援体制の充実・強化等	57
(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	57

2	第7期計画の成果目標	58
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	58
(2)	地域生活支援の充実	59
(3)	福祉施設から一般就労への移行等	60
(4)	相談支援体制の充実・強化等	62
(5)	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	63
3	障がい福祉サービス等の実績と計画	64
(1)	訪問系サービス	64
(2)	日中活動系サービス	67
(3)	居住系サービス	74
(4)	相談支援	76
(5)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	78
(6)	基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化	80
(7)	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	82
4	地域生活支援事業の実績と計画	83
(1)	必須事業	83
(2)	任意事業	92
5	サービス見込量確保のための方策	97
(1)	重層的な地域支援体制の構築に向けた相談支援体制の強化	97
(2)	障がい福祉人材の確保・定着	97
(3)	計画推進体制の充実	97
第6章 第3期新発田市障がい児福祉計画		98
1	第2期計画の目標の達成状況	98
(1)	障がい児支援の提供体制	98
2	第3期計画の成果目標	100
(1)	障がい児支援の提供体制の整備等	100
3	障がい児通所支援等の実績と計画	102
(1)	障がい児通所支援サービス	102
(2)	障がい児入所支援サービス	104
(3)	障がい児相談支援等	105
(4)	発達障がいのある人等に対する支援	106
4	サービス見込量確保のための方策	107

(注) 本計画では、「障害」の表記について、法律用語等以外は、可能な限り「障がい」としてきます。

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨

当市では、まちづくりの基本である「新発田市まちづくり総合計画」の施策とともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で自分らしく暮らせる社会の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加及び地域福祉の推進を図ることを目的として障がい者福祉施策を進めてきました。

この間、平成 17（2005）年に「障害者自立支援法」が公布され、それまで障がい種別ごとに異なっていたサービス体系が一元化されました。平成 25（2013）年に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）となり、「障がい者」の範囲に難病等が追加されたほか、障がいのある人に対する支援の拡充などの改正が行われました。そのほかにも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という。）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）などが成立し、また、国の障害者基本計画の見直しなどに合せて、法の一部が改正されています。

これらの制度改革や基本指針を踏まえ、令和 5 年度で計画の期間が終了する現行計画の進捗状況や目標数値を検証し、地域生活を希望する障がいのある人等が安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「誰一人取り残さない」という SDGs の理念を基に、地域共生社会の実現に向けた、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスを確保するため、「第 7 期新発田市障がい者計画・第 7 期新発田市障がい福祉計画・第 3 期新発田市障がい児福祉計画」を策定するものです。

2 国の動向

令和 4（2022）年に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立したことにより、「障害者総合支援法」と関連する法律（「障害者の雇用の促進等に関する法律」「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」「難病の患者に対する医療等に関する法律」等）が改正されました。施行日は令和 6（2024）年 4 月 1 日となっていますが、新たに創設される「就労選択支援」などについては、人材確保・体制整備のため施行に向けて十分な準備期間を確保する必要があることから、公布後 3 年以内の政令で定める日とされています。

障がいのある人等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がいのある人等の希望する生活を実現することを趣旨とした改正の概要は次のとおりです。

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実（障害者総合支援法、精神保健福祉法）

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障がい者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進

（障害者総合支援法、障害者雇用促進法）

- ① 就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満の重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障がい者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備（精神保健福祉法）

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

（難病法、児童福祉法）

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備（障害者総合支援法、児童福祉法、難病法）

障害 DB、難病 DB 及び小慢 DB について、障がい福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他（障害者総合支援法、児童福祉法）

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障がい福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。等

3 計画の位置付け

(1) 法的根拠

第 7 期新発田市障がい者計画

- 「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」として地方自治体に策定が義務付けられています。
- 障がい福祉施策の基本的な理念と、事業を展開する指針を明らかにするものです。

障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

第 7 期新発田市障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画

- 障がい福祉サービス、児童通所支援等の計画的な整備の方向性を示す計画として地方自治体に策定が義務付けられています。
- 障がい福祉サービス等の向こう 3 年間の見込量、提供体制の確保方策及び支援の充実のための目標等について定めるものです。
- 国の基本指針に即して、3 年を 1 期として策定することを基本としている計画です。内容や目標についても、国の基本指針を踏まえて作成する必要があります。

障害者総合支援法第 88 条第 1 項

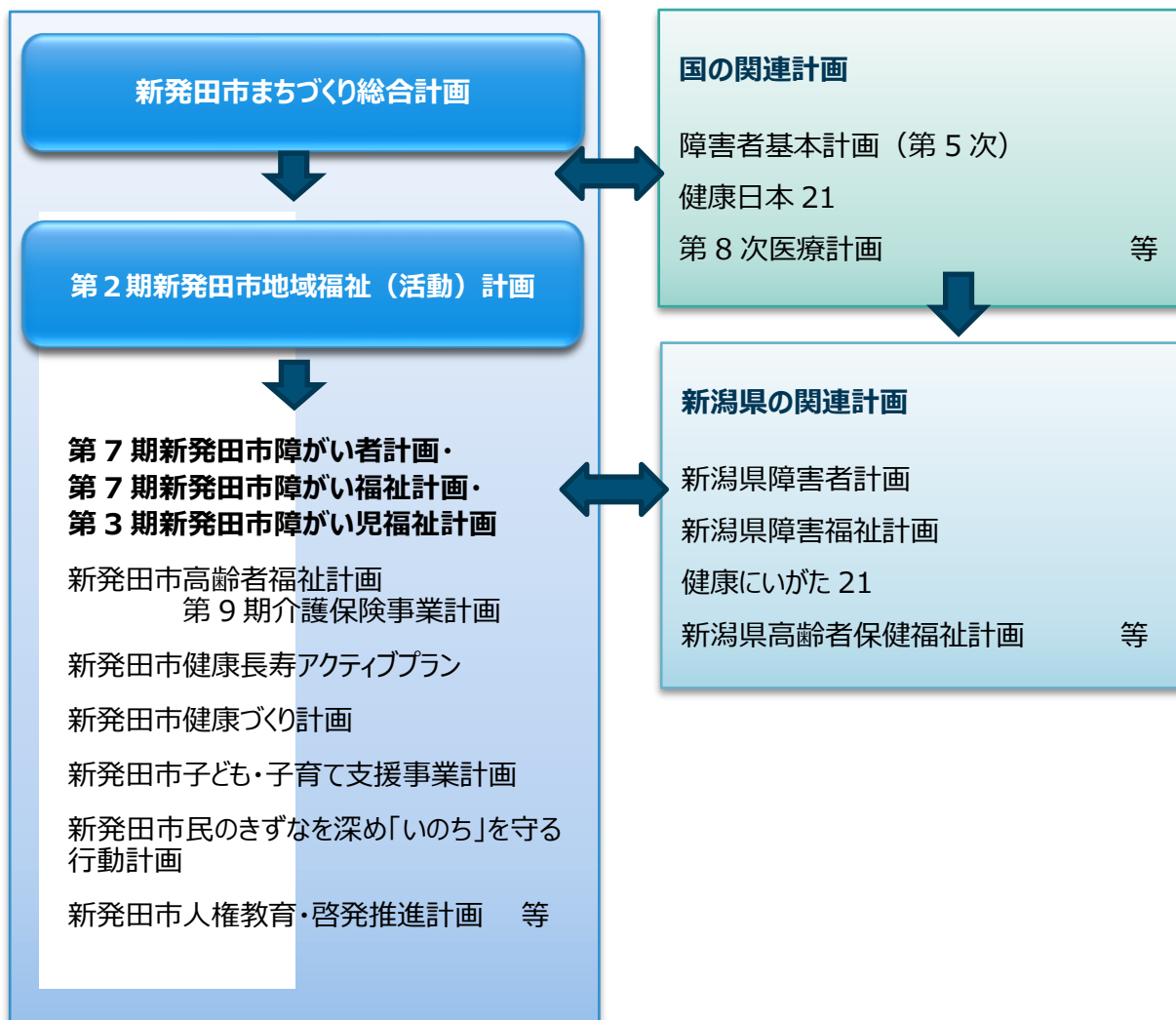
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 他計画との関係

本計画は、「新発田市まちづくり総合計画」や福祉分野の上位計画である「新発田市地域福祉（活動）計画」等と整合性を図りつつ、施策・事業を展開していきます。



4 計画の期間

本計画は、3計画を一体的に策定していることから、計画の期間を令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。国の動向や制度改正の状況等により見直しの必要性が生じた場合には、柔軟に見直しを図っていくものとします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第6期新発田市障がい者計画 第6期新発田市障がい福祉計画・ 第2期新発田市障がい児福祉計画			第7期新発田市障がい者計画 第7期新発田市障がい福祉計画・ 第3期新発田市障がい児福祉計画		
		見直し			見直し

5 計画の策定体制

(1) 策定体制

計画策定にあたっては、国が示した基本指針に基づき、庁内関係課と連携を図るとともに、「障害者総合支援法」に基づき設置している新発田市自立支援協議会及び新潟県から意見を聴取しながら策定を進めました。

(2) アンケート調査の実施

障がいのある人やその家族等の福祉サービスに対する意識や要望、生活課題などの実態を把握し、計画策定や施策推進の基礎調査とすることを目的として、福祉に関するアンケート調査を実施しました。

また、障がい福祉サービスの提供状況や事業者の意向を把握することを目的として、障がい福祉サービス等実態調査を実施しました。

調査結果は計画策定の基礎資料として活用し、計画に反映しています。

(3) パブリックコメント（意見公募手続）

計画策定にあたり、広く市民からの意見を求めるため、パブリックコメント（意見公募手続）を実施し、市民意見を計画に反映する機会を設けています。

第2章 障がい者を取り巻く状況

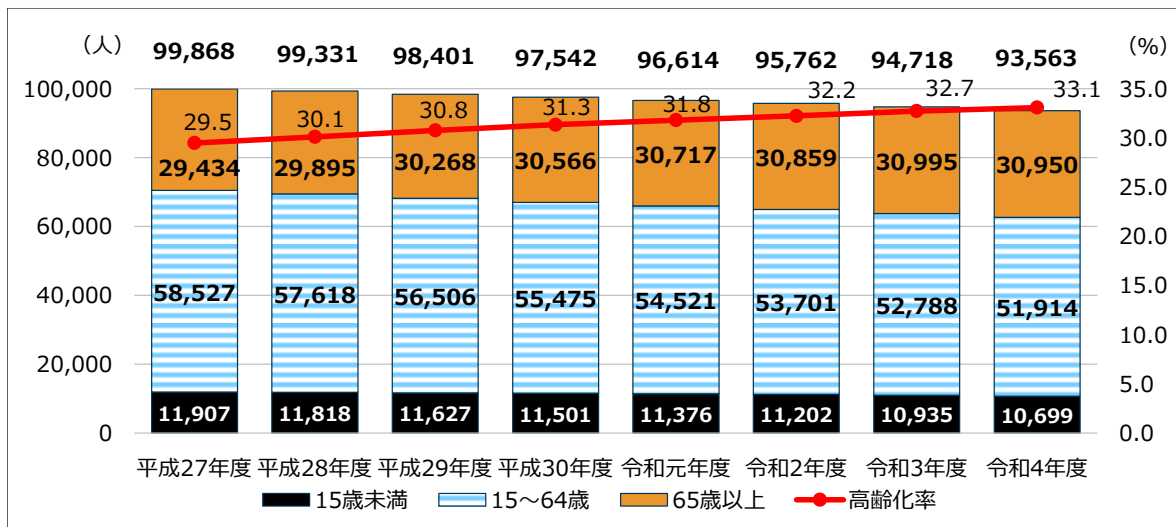


1 障がい者数の推移

(1) 人口の推移

当市の総人口は、平成7（1995）年の106,563人をピークに減少に転じ、それ以降、15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少し続けています。65歳以上の高齢者人口は、令和4年度をピークに令和5年度以降は減少傾向が続く見込みですが、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は上昇を続ける見込みであり、当市においても少子高齢化は深刻な問題となっています。

新発田市の人口の推移

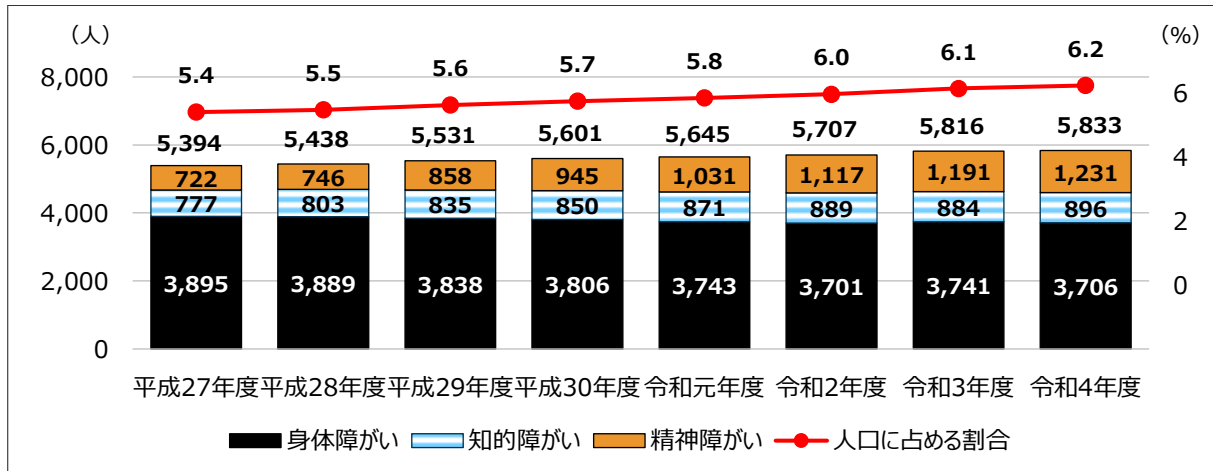


住民基本台帳（各年度3月31日現在）

(2) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、人口に占める割合も増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数の推移



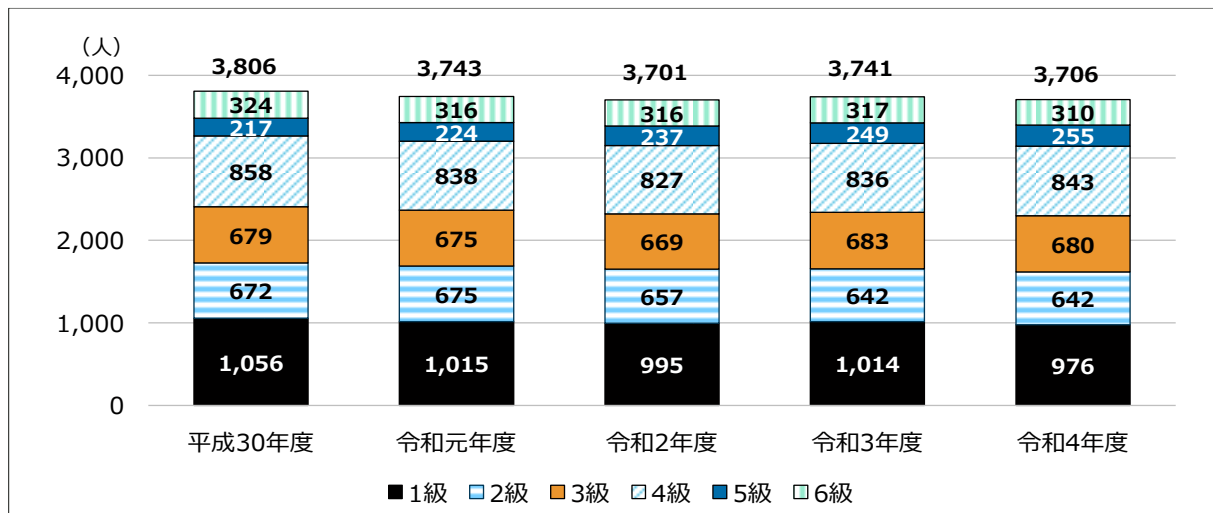
障害者手帳台帳（各年度3月31日現在）

ア 身体障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあります。

障がいの種別に見ると、割合が最も高いのは肢体不自由となっていますが、その数は減少傾向にあります。次いで割合が高いのは内部障がいで、その数は増加傾向にあります。

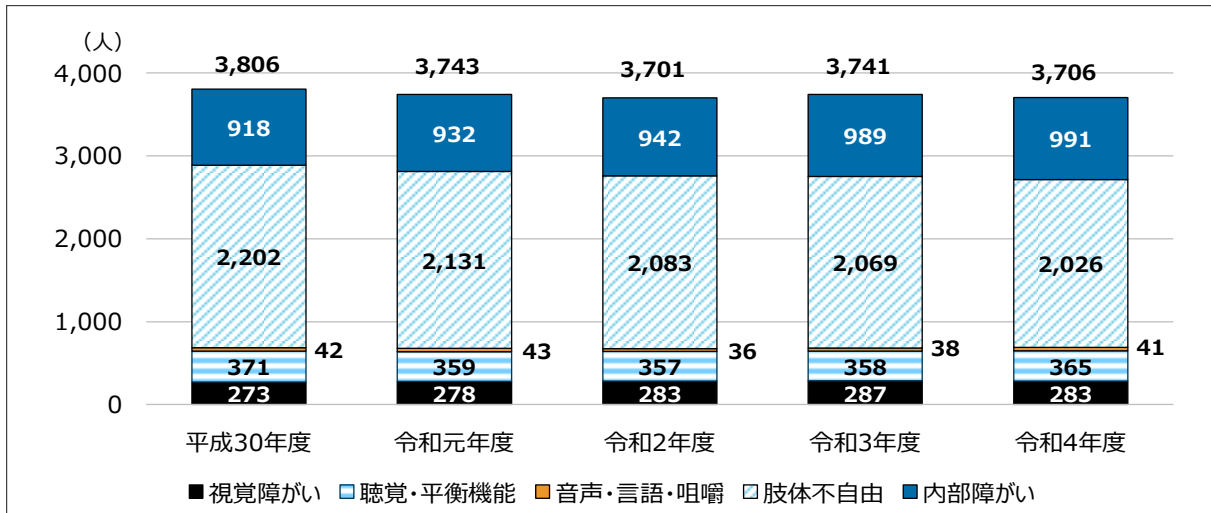
身体障害者手帳所持者数の推移



身体障害者手帳台帳（各年度3月31日現在）

第2章 障がい者を取り巻く状況

障がい種別 身体障害者手帳所持者数の推移



身体障害者手帳台帳（各年度3月31日現在）

令和4（2022）年度の身体障害者手帳の新規交付数は、合計258件となっています。等級別・障がい種別に見ると、内部障がいの3級が45件と多くなっています。また、内部障がいの内訳は心臓が31件と最も多く、次いで腎臓と呼吸器が24件となっています。

身体障害者手帳の新規交付数

（単位：件）

区分	視覚障がい	聴覚・平衡障がい	音声・言語・咀嚼	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	1	0	0	14	38	53
2級	11	0	0	28	1	40
3級	2	2	3	17	45	69
4級	2	12	2	14	24	54
5級	3	0	0	19	0	22
6級	0	18	0	2	0	20
合計	19	32	5	94	108	258

（内部障がいの内訳）

（単位：件）

区分	内部障がい						合計
	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱・直腸	小腸	その他	
1級	29	9	0	0	0	0	38
2級	0	0	0	0	0	1	1
3級	2	19	24	0	0	0	45
4級	0	2	0	22	0	0	24
5級	0	0	0	0	0	0	0
6級	0	0	0	0	0	0	0
合計	31	24	24	22	0	1	108

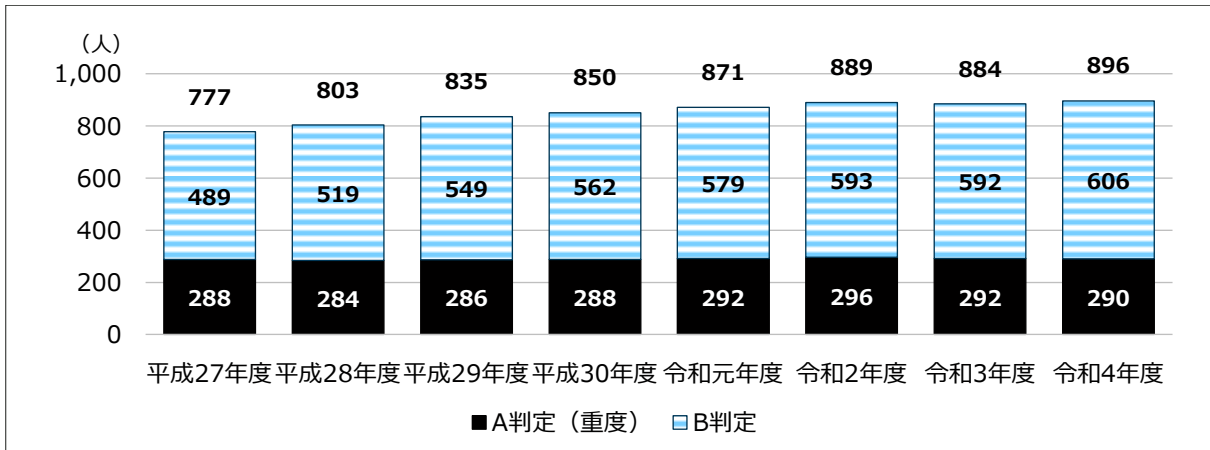
身体障害者手帳台帳（令和5年3月31日現在）

イ 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

判定別に見ると、重度にあたる「A判定」は290人程度でほぼ横ばいに推移しています。「B判定」の人数は増加傾向にあり、令和4（2022）年度は606人で、平成27（2015）年からの7年間で117人増加しています。

療育手帳所持者の推移



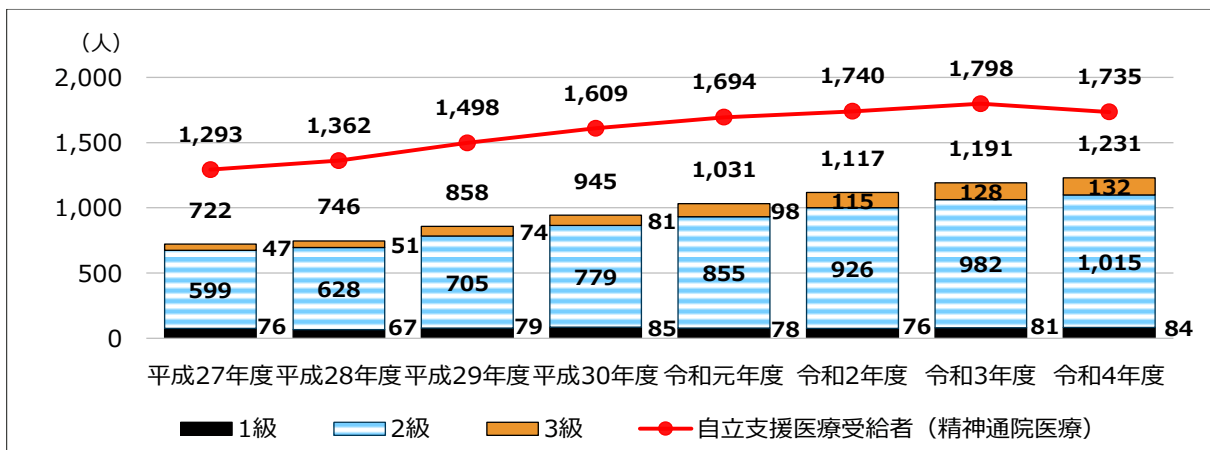
療育手帳台帳（各年度3月31日現在）

ウ 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者も増加傾向にありましたが、令和4（2022）年度はやや減少し1,735人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



精神障害者保健福祉手帳台帳（各年度3月31日現在）

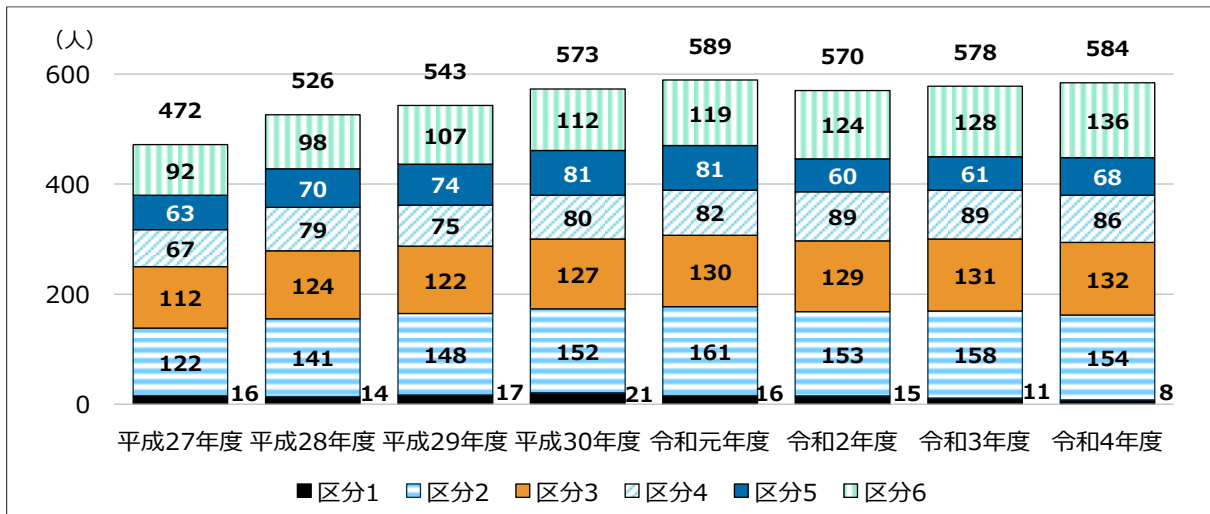
(3) 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分とは、障がい者の支援の必要度を示す尺度です。障がい福祉サービスの介護給付費の支給決定の際に判定します。

区分1～区分6に判定され、区分6が最も支援を必要と判定される状態です。

障害支援区分認定者数の推移は増加傾向でしたが、平成30（2018）年度以降は580人程度でほぼ横ばいに推移しています。

障害支援区分別の認定者数の推移



障がい福祉サービス台帳（各年度3月31日現在）

2 障がい者の教育環境

(1) 就学前児童の状況

ア 保育園・認定こども園・幼稚園児の推移

保育園・認定こども園・幼稚園で障がいのある児童を受け入れています。

保育を実施する障がいのある児童の受入人数は、令和4（2022）年度末現在、48人となっています。また、令和4（2022）年度末現在の幼稚園における障がいのある児童の受入数は2人となっています。

保育園・認定こども園の在籍児童数の推移

（単位：人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3歳未満	1,277	1,247	1,225	1,221	1,199
3歳以上	1,900	1,922	1,842	1,743	1,693
合計	3,177	3,169	3,067	2,964	2,892
在籍障がい児数	59	49	39	40	48

こども課資料（各年度3月31日現在）

幼稚園の在籍児童数の推移

（単位：人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3歳未満	0	0	0	0	3
3歳以上	101	77	62	40	27
合計	101	77	62	40	30
在籍障がい児数	13	4	7	1	2

こども課資料（各年度3月31日現在）

(2) 小学生・中学生の状況

ア 小学校への就学状況

小学校児童数は減少傾向で推移していますが、特別支援学級の在籍者数は増加傾向にあります。

令和5（2023）年5月1日現在、市内の市立小学校15校全てに特別支援学級があり、学級数合計は72学級となっています。

小学部のある特別支援学校は、市内に1校で、普通学級と重複障がい学級があります。

小学校児童数の推移

（単位：人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市立小学校（通常学級）	4,548	4,475	4,465	4,406	4,362
市立小学校（特別支援学級）	282	322	352	384	402
特別支援学校	27	27	27	26	27
合計	4,857	4,824	4,844	4,816	4,791

学校教育課、各特別支援学校資料（各年度5月1日現在）

令和5（2023）年5月1日現在、市内の2つの小学校に「言語通級指導教室」、3つの小学校に「発達障害通級指導教室」を設置しています。

通級指導教室 利用児童数の推移

（単位：人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
言語通級指導教室	41	25	35	48	31
発達障害通級指導教室	9	14	19	23	32
合計	50	39	54	71	63

学校教育課資料（各年度5月1日現在）

イ 中学校への就学状況

中学校生徒数、特別支援学級在籍者数ともに、ほぼ横ばいに推移していますが、令和4（2022）年度に減少しています。

令和5（2023）年5月1日現在、市内の市立中学校10校全てに特別支援学級があり、学級数合計は27学級となっています。

中学部のある特別支援学校は、市内に2校ありますが、在籍者数は、ほぼ同数で推移しています。

中学校生徒数の推移

（単位：人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市立中学校（通常学級）	2,207	2,233	2,236	2,230	2,174
市立中学校（特別支援学級）	121	122	124	128	105
特別支援学校	24	27	25	25	25
合計	2,352	2,382	2,385	2,383	2,304

学校教育課、各特別支援学校資料（各年度5月1日現在）

3 アンケート調査から見る障がい者の状況

(1) 福祉に関するアンケート調査

ア 調査概要

調査目的

当市における障がい福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とすること。

調査内容

【調査月】：令和5年（2023年）8月～9月

【調査基準日】：令和5年（2023年）7月1日現在

【調査対象者】：新発田市民で以下の手帳をお持ちの65歳未満の人
身体障害者手帳をお持ちの人
療育手帳をお持ちの人
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

【配布・回収方法】：郵送による配布・回収

有効回答数

【配布部数】：2,320部

【回収部数】：1,158部

【回収率】：49.9%

【有効回答数】：1,152部

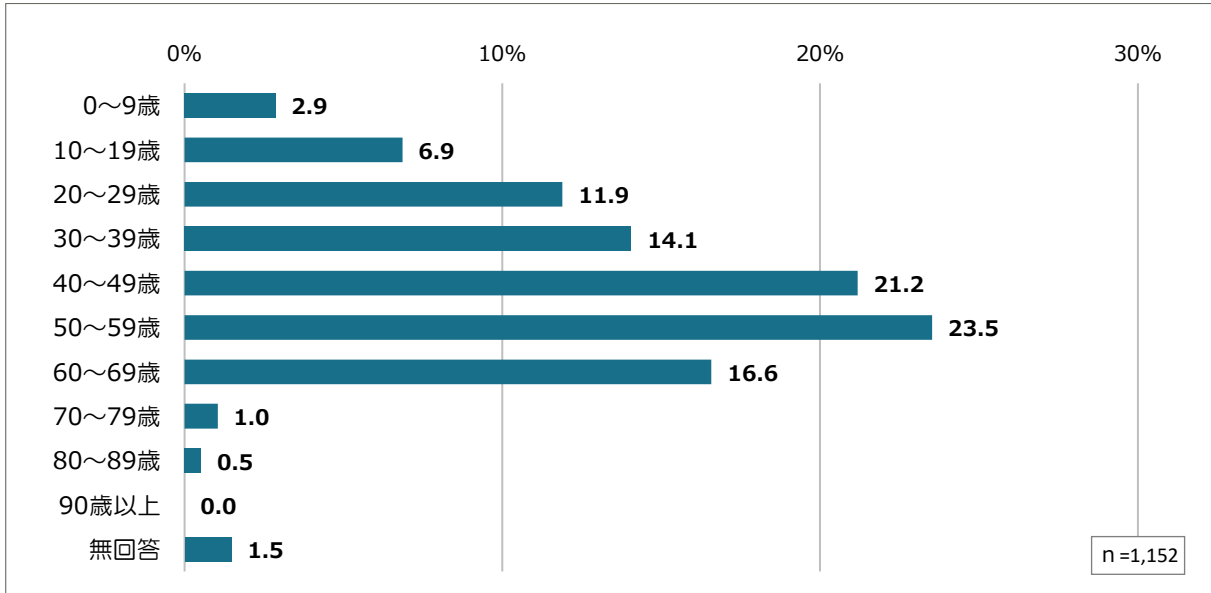
アンケート結果を見る上での注意点

- ① 報告書中の「n」の数値は、設問への回答者数を表します。
- ② 回答の比率は、全て小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- ③ 回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答（「所持している障害者手帳の種類」、「あてはまるものすべてに○」等）の設問については、全ての回答比率の合計が100.0%を超えることがあります。
- ④ クロス集計の算出は、無回答を除いている場合等、単純集計と数値・%値が一致しない場合があります。
- ⑤ 本調査の対象は「65歳未満」ですが、問2「年齢」で65歳以上が含まれているのは、回答が記述式であり、記述された年齢を集計しているためです。
- ⑥ グラフ内の項目名は、一部省略しています。
- ⑦ 手帳所持のクロス表の網掛け部分は、横軸の最大値となっています。

イ 調査結果概要

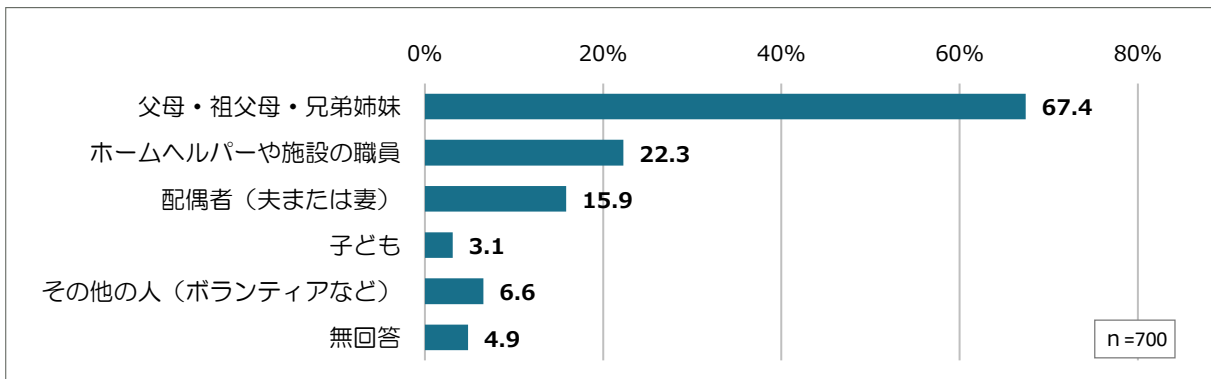
年齢（令和5年7月1日現在）

「50～59歳」が23.5%と最も高く、平均年齢は43.7歳となっています。



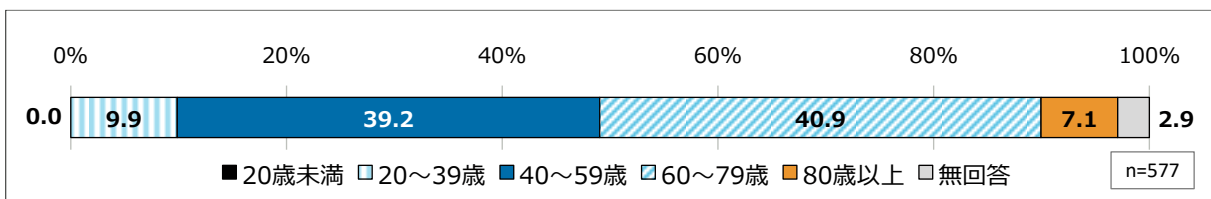
支援者

日常生活において、介助や援助をしているのは「父母・祖父母・兄弟姉妹」の割合が67.4%と最も高くなっています。



支援している家族の年齢

平均年齢は58.8歳で、調査対象者の平均年齢43.7歳より15歳以上年上となっています。20歳未満の支援者はいませんでした。



第2章 障がい者を取り巻く状況

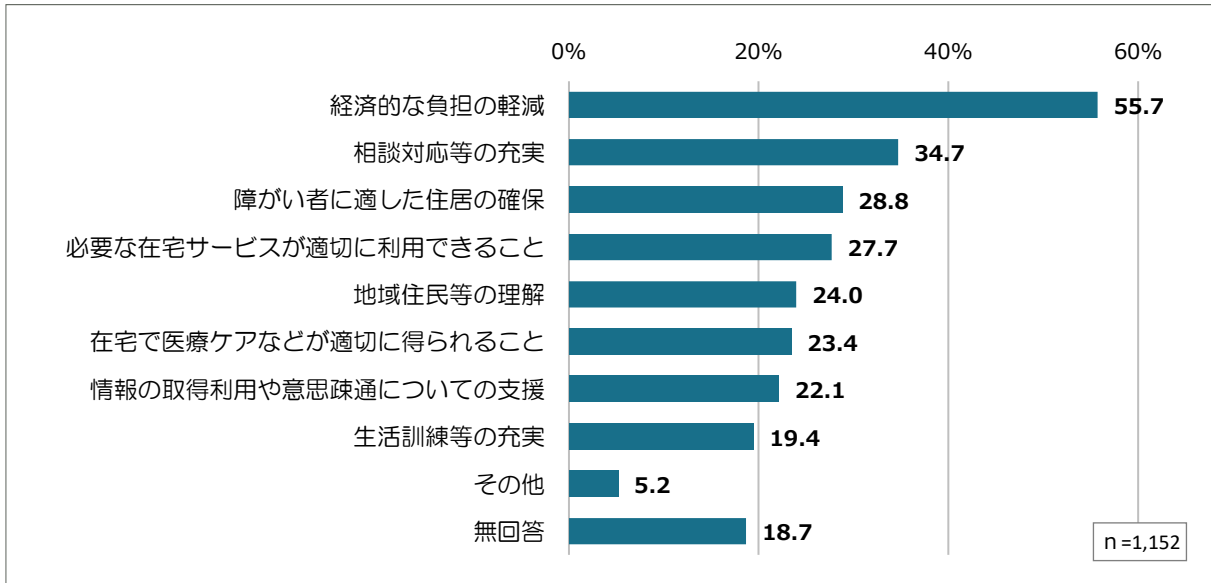
所持している障害者手帳の種類

「身体障害者手帳」の割合が最も高く、45.6%となっています。

		合計	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	持っていない	無回答
全体		1,152 100.0%	525 45.6%	377 32.7%	369 32.0%	10 0.9%	20 1.7%
男性	0～18歳	56 100.0%	12 21.4%	45 80.4%	9 16.1%	1 1.8%	0 0.0%
	18～39歳	191 100.0%	29 15.2%	111 58.1%	67 35.1%	1 0.5%	4 2.1%
	40～64歳	395 100.0%	238 60.3%	67 17.0%	131 33.2%	2 0.5%	9 2.3%
	65～74歳	7 100.0%	4 57.1%	6 85.7%	3 42.9%	0 0.0%	0 0.0%
	75歳以上	4 100.0%	3 75.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
女性	0～18歳	33 100.0%	14 42.4%	21 63.6%	2 6.1%	0 0.0%	0 0.0%
	18～39歳	123 100.0%	28 22.8%	49 39.8%	51 41.5%	4 3.3%	1 0.8%
	40～64歳	289 100.0%	174 60.2%	59 20.4%	84 29.1%	2 0.7%	4 1.4%
	65～74歳	10 100.0%	4 40.0%	5 50.0%	2 20.0%	0 0.0%	0 0.0%
	75歳以上	7 100.0%	3 42.9%	3 42.9%	3 42.9%	0 0.0%	0 0.0%

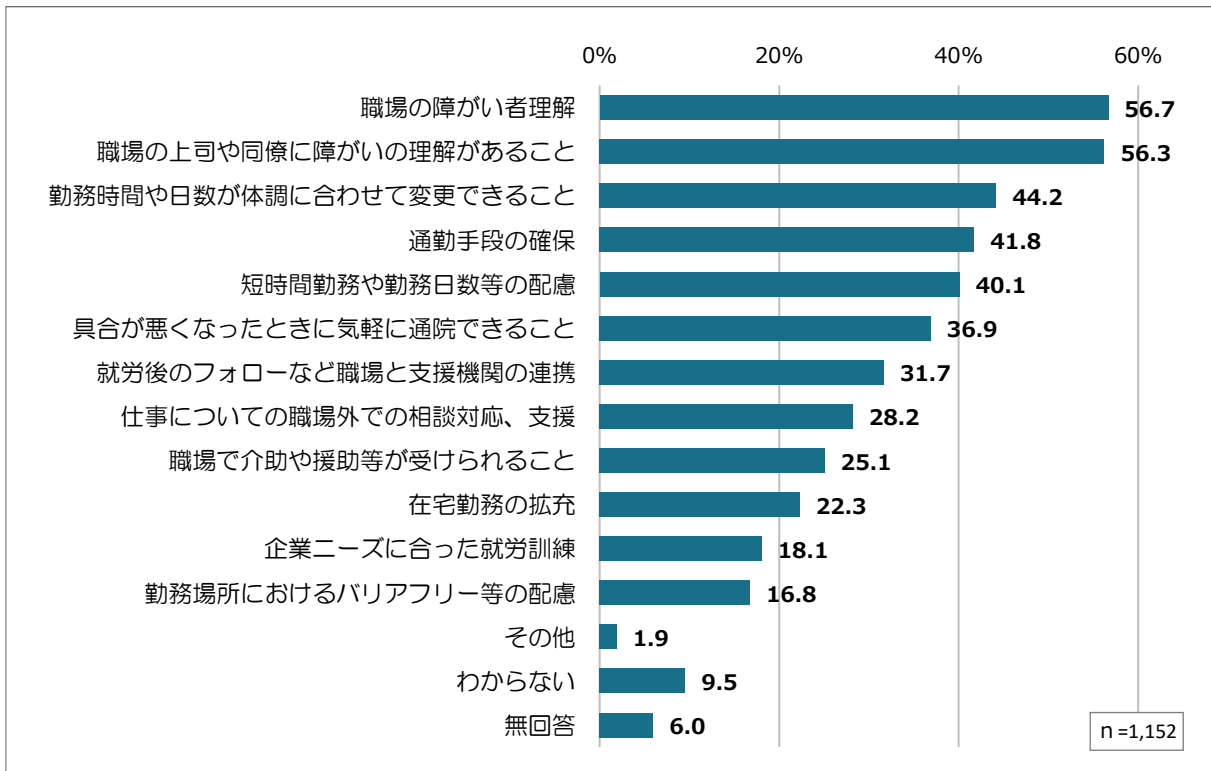
地域で生活するために必要な支援

「経済的な負担の軽減」が 55.7%と最も高く、次いで「相談対応等の充実」が 34.7%となっています。



障がい者への就労支援として必要なこと

「職場の障がい者理解」が 56.7%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 56.3%となっています。

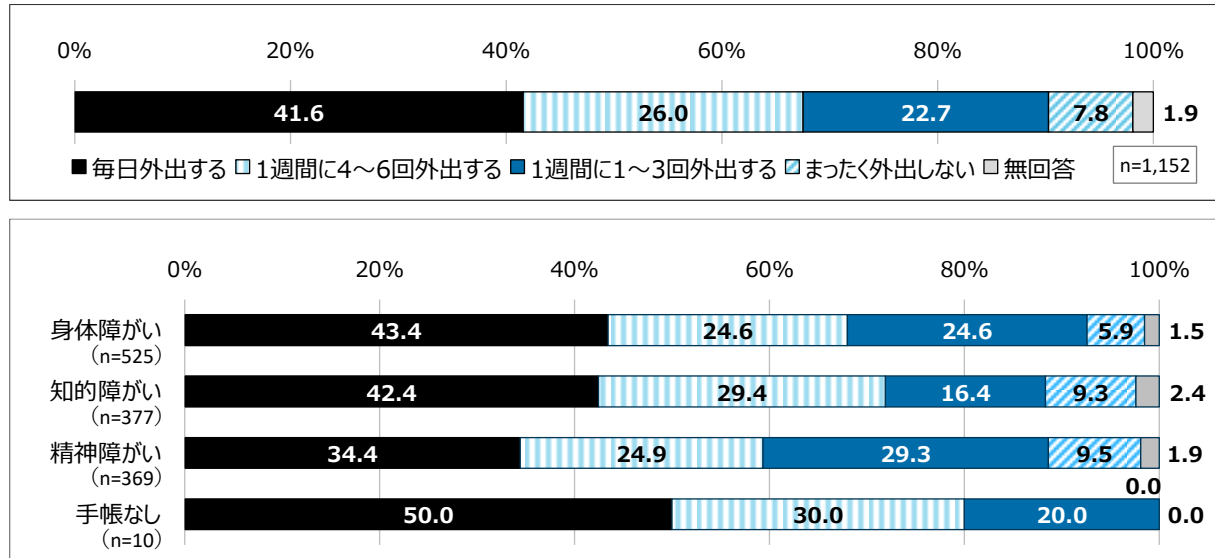


第2章 障がい者を取り巻く状況

外出の頻度

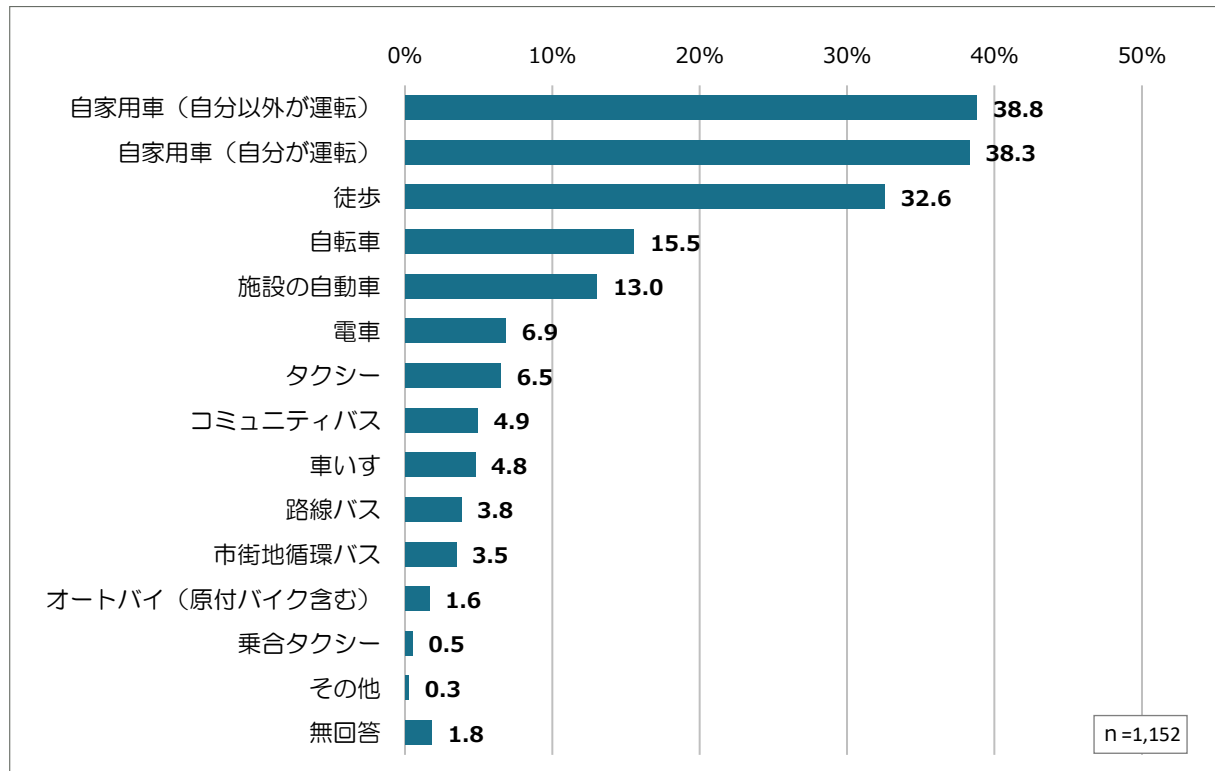
「毎日外出する」が41.6%と最も高くなっています。一方で「まったく外出しない」は7.8%となっています。

障がいの種別に見ると、精神障がいで「毎日外出する」の割合が低くなっています。



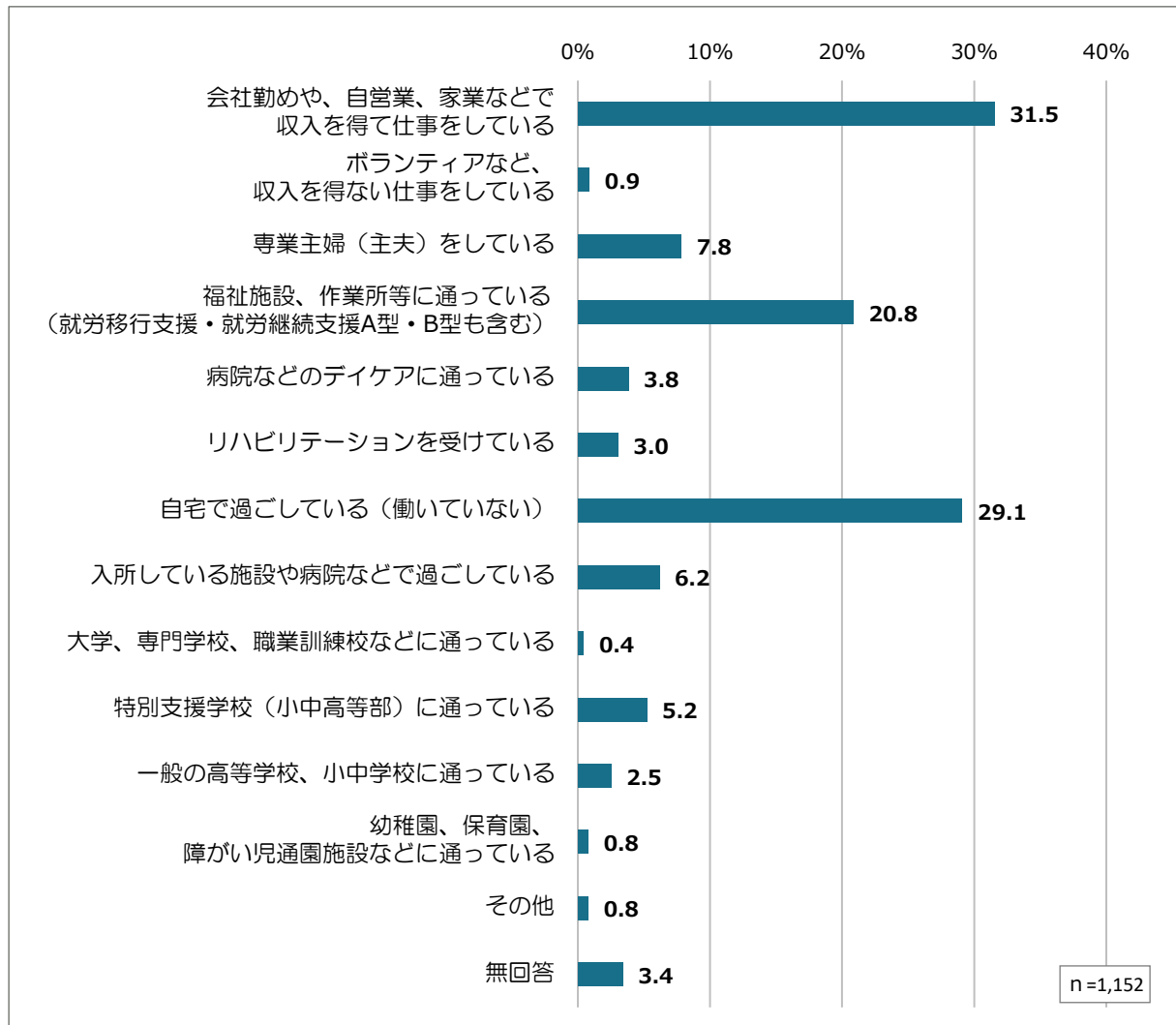
外出時の移動手段

自分以外が運転する車に乗って外出する割合が最も高く38.8%で、次いで自分で運転する車で外出する割合が38.3%、徒歩が32.6%となっています。



日中の過ごし方

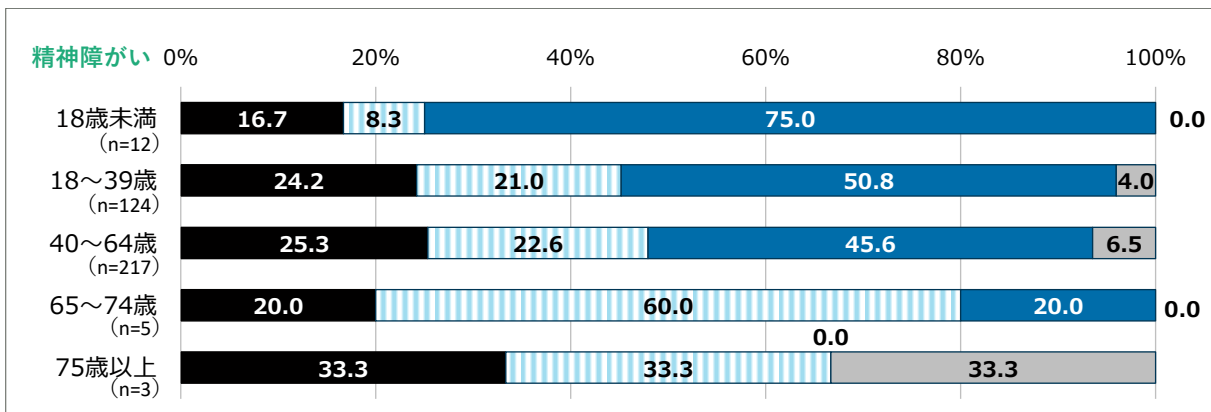
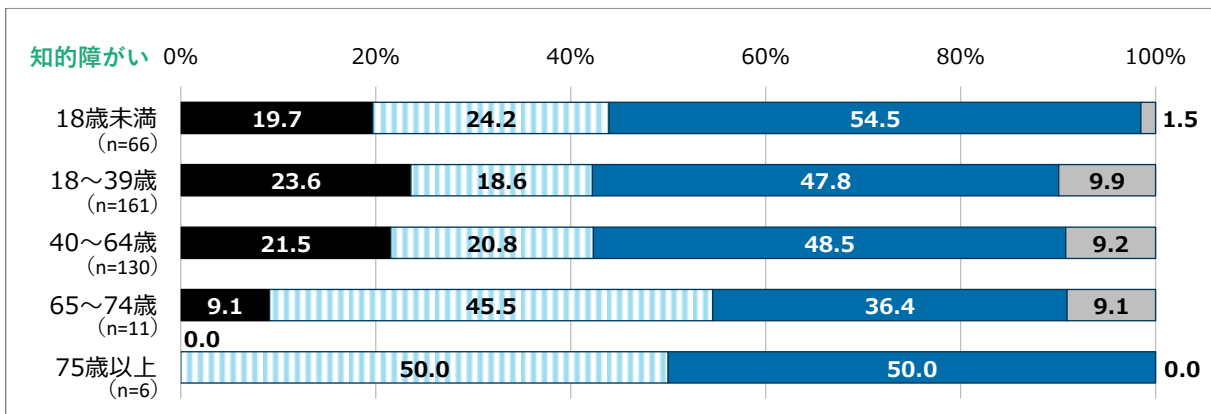
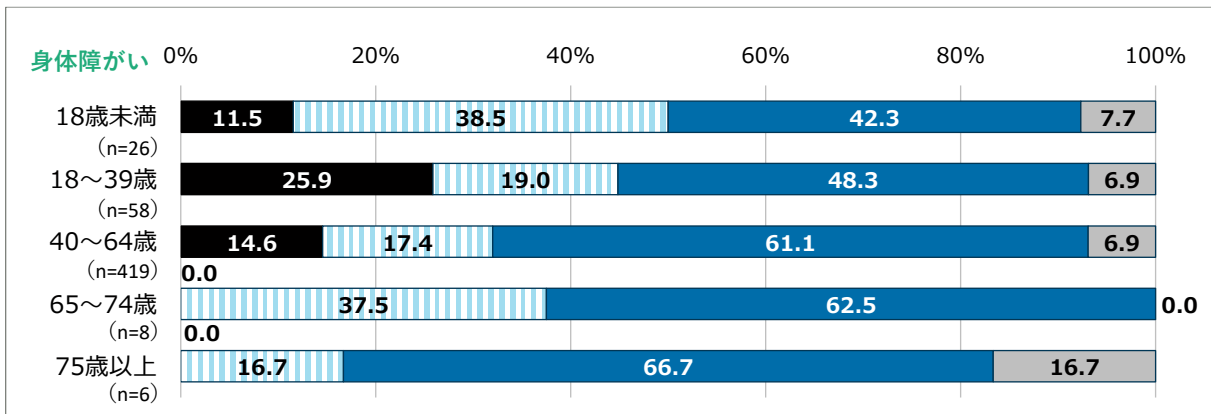
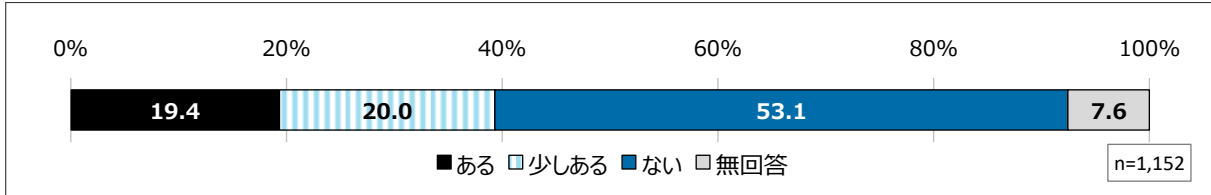
収入のある仕事をしている割合が31.5%と最も高くなっています。



第2章 障がい者を取り巻く状況

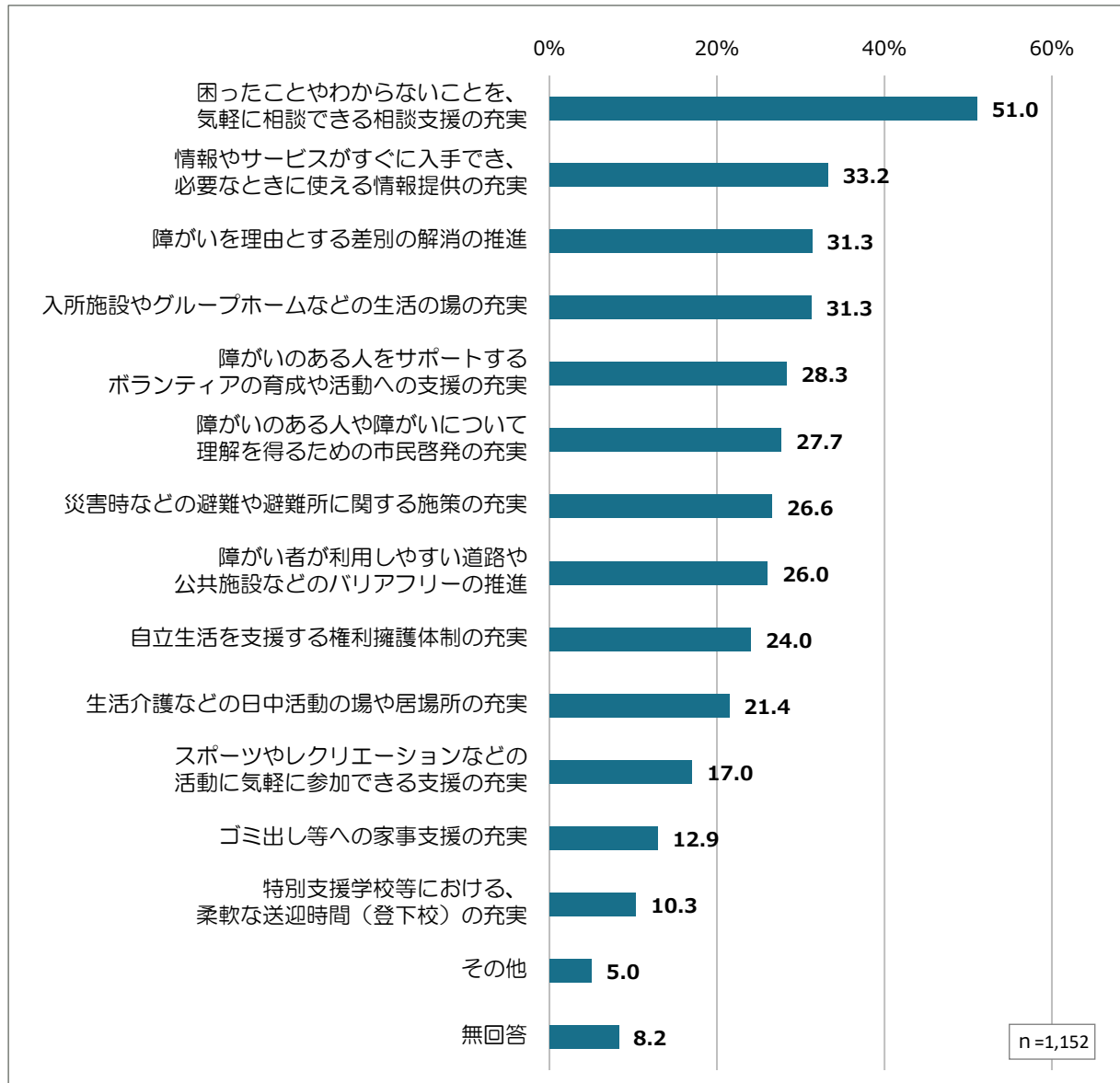
障がいによる差別を受けたり嫌な思いをしたことがあるか

「ある」と「少しある」を合わせると39.4%となっています。障がいの種別で見ると、身体障がいでは、年齢が高くなるほど「ある」と「少しある」を合わせた割合が低くなり、一方、精神障がいでは、年齢が高くなるほど割合が高くなっています。また、知的障がいでは、年齢別に大きな差はありませんでした。



新発田市の障がい福祉施策で充実してほしいこと

「困ったことやわからないことを、気軽に相談できる相談支援の充実」が51.0%と最も高くなっています。



(2) 障がい福祉サービス等実態調査

ア 調査概要

調査目的

当市における障がい福祉サービスの提供状況等を把握し、今後の市の障がい福祉計画策定等の基礎資料とすること。

調査内容

- 【調査月】：令和5年（2023年）9月～10月
- 【調査基準日】：令和5年（2023年）4月1日現在
- 【調査対象者】：市内にある障がい福祉サービス事業所
- 【配布・回収方法】：郵送またはメールによる配布・回収

有効回答数

- 【配布部数】：63部
- 【回収部数】：51部
- 【回収率】：81.0%
- 【有効回答数】：51部

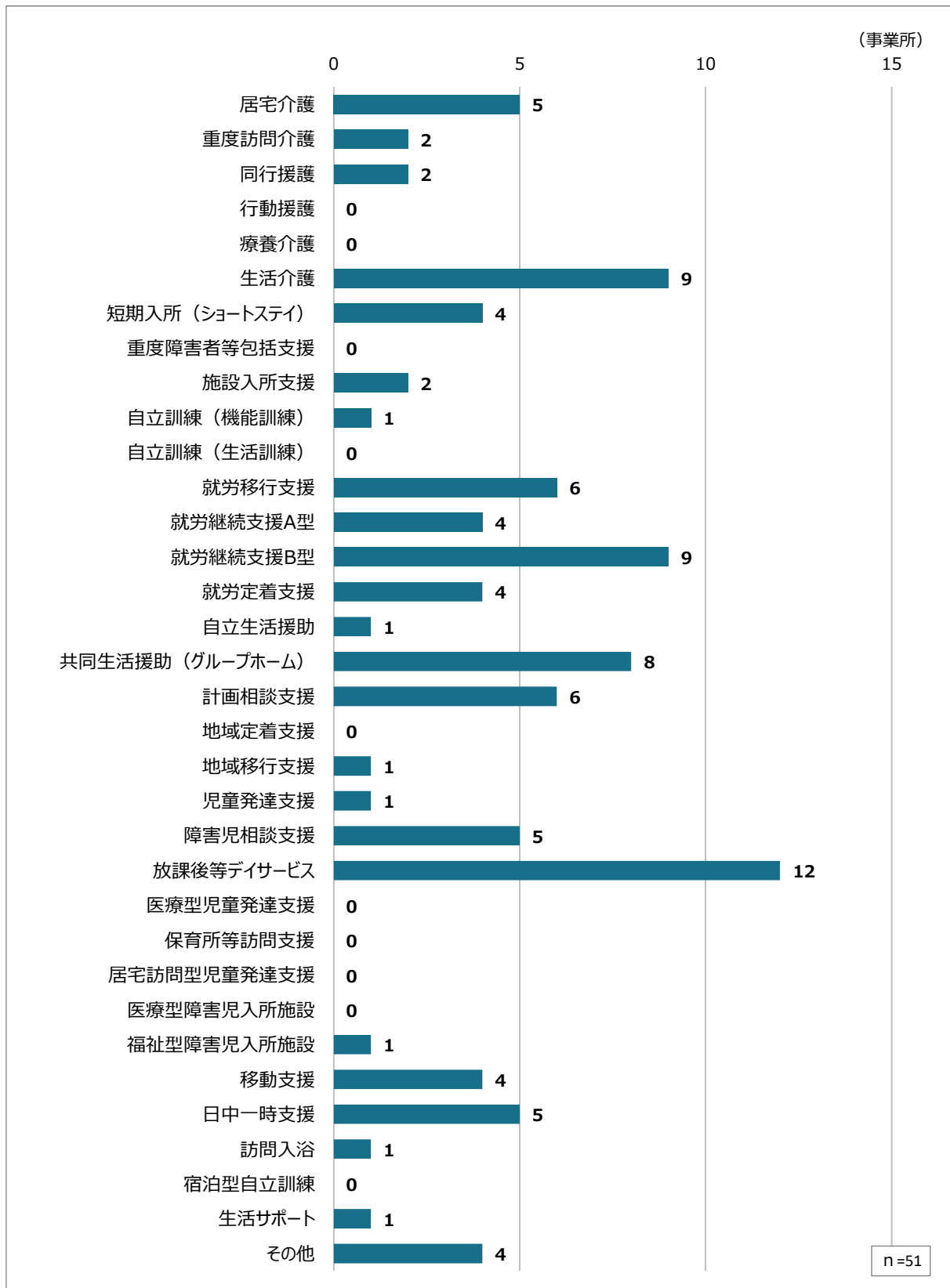
アンケート結果を見る上での注意点

- ① 報告書中の「n」の数値は、設問への回答者数を表します。
- ② 回答の比率は、全て小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- ③ 回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答（「あてはまるものすべてに○」等）の設問については、全ての回答比率の合計が100.0%を超えることがあります。

イ 調査結果概要

提供しているサービス

「放課後等デイサービス」を提供している事業所が最も多く、12 事業所となっています。



第2章 障がい者を取り巻く状況

事業所の職員体制

職員は女性の割合が高く、正社員の64.6%、パート職員の75.7%となっています。年齢層では「50～59歳」の割合が最も高く24.4%となっています。

(単位：人)

	正社員・ 正職員 等	パート・ 臨時職 員	派遣・ 出向等	合計	(左記の内訳) 年齢					
					30歳 未満	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 以上
男性	92	71	0	163	22	30	41	30	24	13
女性	168	221	6	395	27	65	86	106	66	26
合計	260	292	6	558	49	95	127	136	90	39
看護職員	5	14	0	19	0	2	6	6	4	0
理学療法士	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0
作業療法士	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0
機能訓練担当職員	3	1	0	4	0	1	2	1	0	0
地域移行支援員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労支援員	7	4	0	11	0	1	4	4	2	0
職業指導員	19.5	23	0	42.5	5	4	12	6	6.5	4
地域生活支援員	1	5	0	6	0	0	1	3	2	0
就労定着支援員	6	2	0	8	0	4	2	1	1	0
生活指導員	75	52	3	130	10	36	30	37	13	3
ホームヘルパー	18	46	0	64	2	9	15	18	22	8
世話人	10	40	3	53	6	4	4	4	14	6
児童指導員	12	18	0	30	5	5	6	7	3	0
保育士	17	12	0	29	6	2	2	5	3	0
相談支援専門員	3	1	0	4	0	1	0	1	0	1
栄養士	2	0	0	2	0	1	1	0	0	0
その他の職員	75.5	42	0	117.5	2	14	29	37	19.5	4

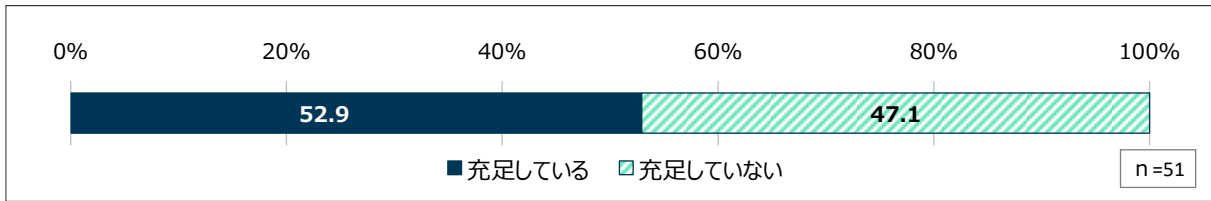
※兼務の職員数を0.5で入力しています。

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
職員の年齢構成比	9.1%	17.7%	23.7%	25.4%	16.8%	7.3%

	男性	女性
職員の男女構成比	29.2%	70.8%

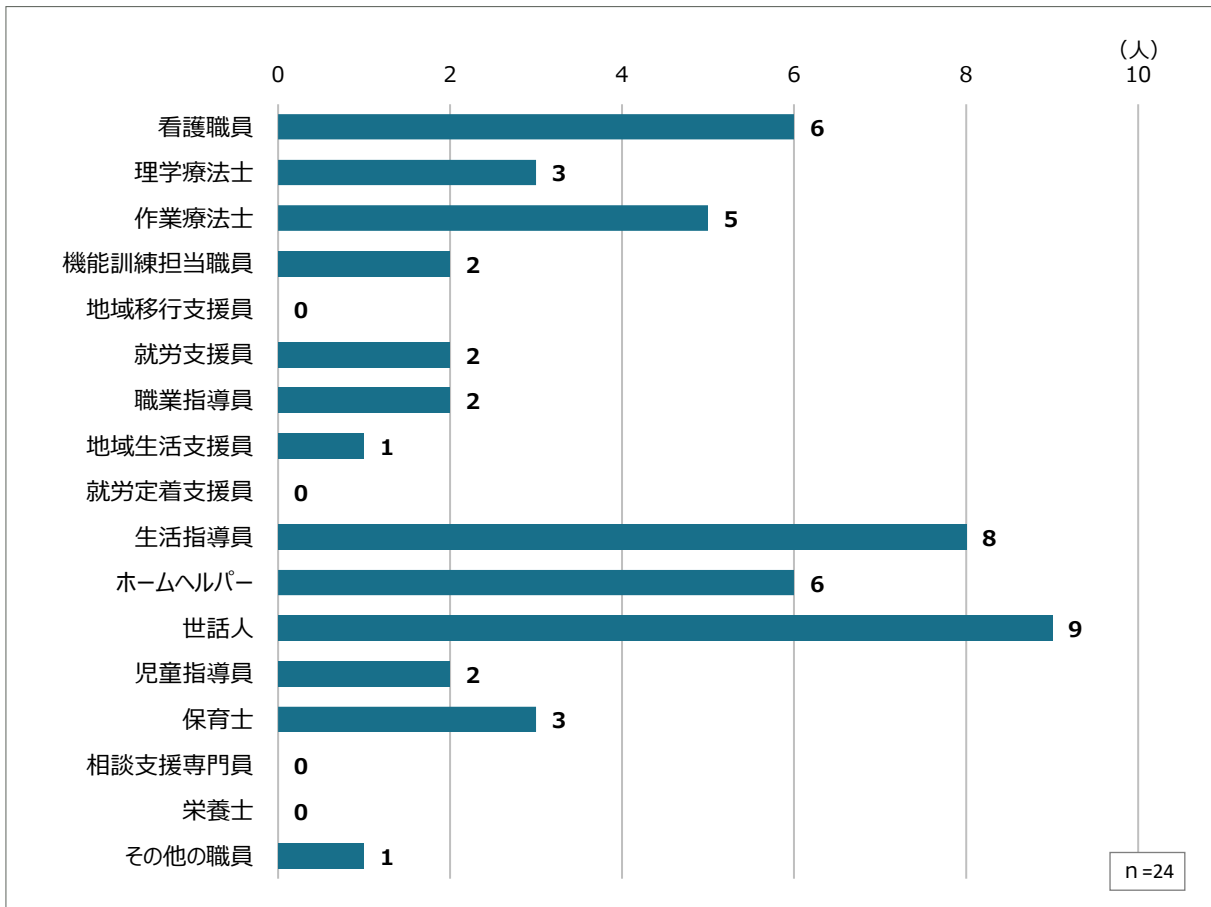
職員の充足状況

約半数の事業所で、職員が充足していない状況です。



職種別 充足していない人数

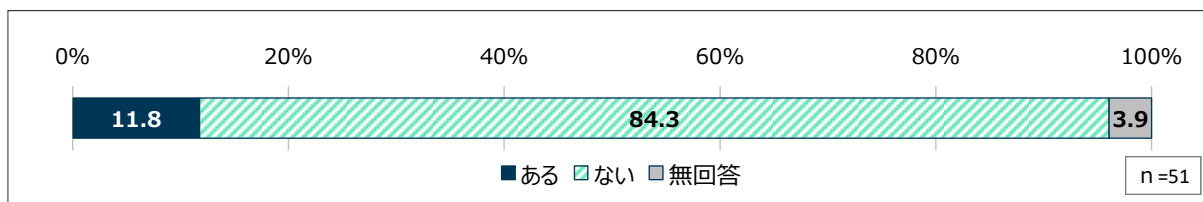
最も充足していない職種は「世話人」で、次いで「生活指導員」となっています。



第2章 障がい者を取り巻く状況

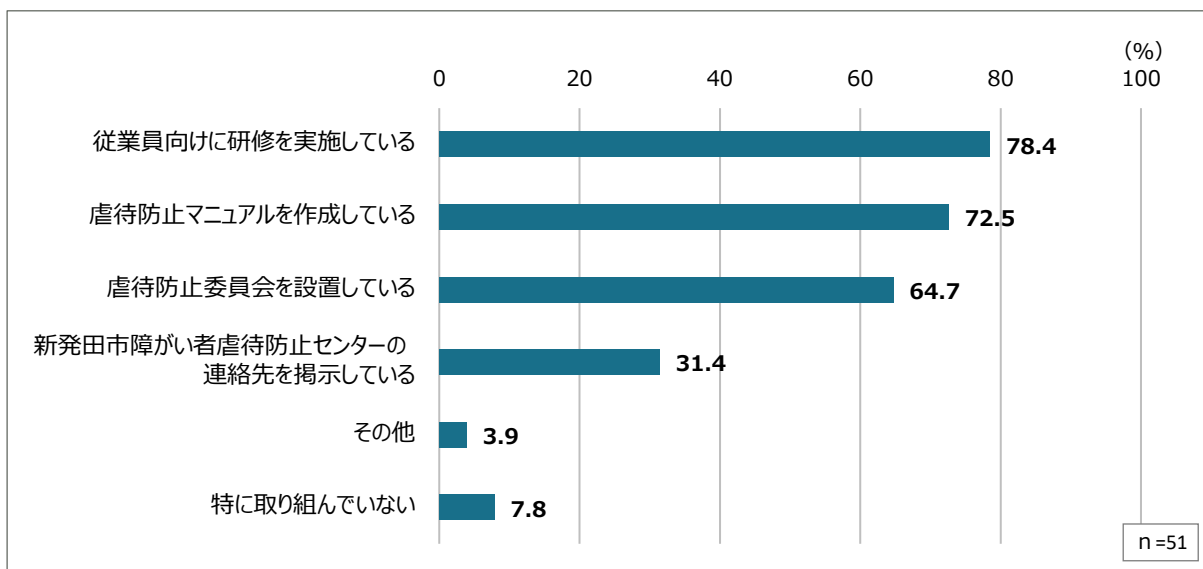
虐待への対応

これまでに虐待に対応したことがある割合は 11.8%となっています。



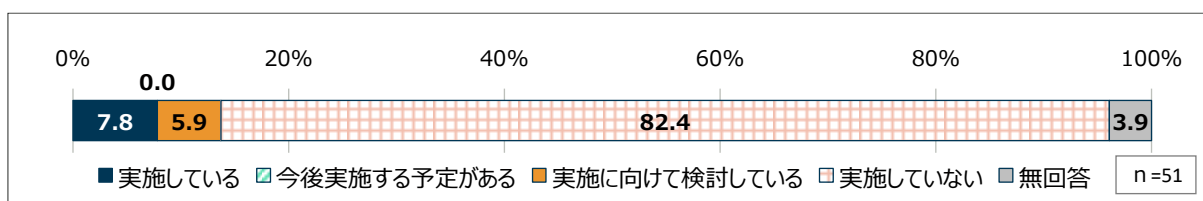
虐待防止の取組

虐待防止の取組として、研修を実施している事業所が 78.4%、虐待防止マニュアルを作成している事業所が 72.5%となっています。



医療的ケア児に対する支援の実施

医療的ケア児に対する支援を実施している事業所は 7.8%で、8割以上が実施していない状況です。



第3章 計画の基本的な考え方



1 基本理念と基本目標

本計画は、障害者基本法に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う地域共生社会の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を推進することで、障がいのある人とその家族を取り巻く環境の向上を図り、障がいのある人自らが、望む地域で自立した生活を送ることができる社会となるよう、当市における様々な状況等を踏まえ、市が取り組むべき障がい者福祉施策の基本的な方針を定めるものです。

これらの障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、「地域共生社会の実現 ～相互にみとめあい、つながるまち しばた～」を基本理念とし、この基本理念を実現するため、3つの基本目標を定めました。

基本理念

地域共生社会の実現 ～相互にみとめあい、つながるまち しばた～

基本目標1

「障がいのある人の地域生活における支援の充実」

障がいのある人自らが、望む地域で安心して過ごせるよう、生活に必要なサービスや医療的支援、住環境、災害時の対応などの環境づくりに努めるとともに、地域住民のつながりによる、安心・安全な暮らしを目指します。

基本目標2

「障がいのある人の社会参加の促進」

障がいによって社会参加が妨げられない地域づくりに向け、就労、教育をはじめ、生活のあらゆる場面で、障がいの有無にかかわらず、本人の能力を最大限に発揮できる環境づくりを進めます。

基本目標3

「障がいのある人への地域理解の促進」

障がいの有無にかかわらず、誰もが活躍でき、助け合えるまちづくりのため、地域住民が障がいや障がいのある人への理解を深めることができる環境づくりを進めます。

2 施策の体系

3つの基本目標と10の分野、25の施策により、基本理念の実現を目指します。

**基本
理念**

地域共生社会の実現
～相互にみとめあい、つながるまち しばた～

基本目標 1

障がいのある人の地域
生活における支援の充実

基本目標 2

障がいのある人の
社会参加の促進

基本目標 3

障がいのある人への
地域理解の促進

分野別施策の基本的方向

1 保健・医療

- (1) 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期支援の推進
- (2) こころの健康づくりの推進

2 生活支援

- (1) 相談支援体制の構築
- (2) 在宅サービスの充実
- (3) 障がい児支援の充実
- (4) 医療的ケア児への支援の充実
- (5) 障がい福祉サービスの質の向上

3 生活環境

- (1) 居住環境の充実
- (2) 屋外での移動支援及び障がいのある人に配慮したまちづくり

4 雇用・就業

- (1) 雇用の促進
- (2) 総合的な就労支援の推進
- (3) 福祉的就労の充実

5 教育

- (1) 特別支援教育の推進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 生涯学習の推進
- (4) スポーツ・レクリエーションの充実

6 情報提供・
意思疎通支援

- (1) 情報提供の充実
- (2) 意思疎通支援の充実

7 安心・安全

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

8 差別の解消及び
権利擁護の推進

- (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進
- (2) 権利擁護の推進、虐待の防止

9 障がい者団体・機関

- (1) 障がい者団体との連携
- (2) 新発田市自立支援協議会との連携

10 行政サービスに
おける配慮

- (1) 行政サービスにおける配慮

3 成果指標の設定

障がい者計画の実効性を確保するため、各施策において成果指標を設定し、進捗状況を評価していきます。

基本目標 1

「障がいのある人の地域生活における支援の充実」

障がいのある人自らが、望む地域で安心して過ごせるよう、生活に必要なサービスや医療的支援、住環境、災害時の対応などの環境づくりに努めるとともに、地域住民のつながりによる、安心・安全な暮らしを目指します。

成果目標① 個別避難計画やマイ・タイムラインを作成している人の割合

現状：6.3% 令和8年：7.3% 令和11年：8.3%

成果目標② 成年後見制度の認知度

現状：27.6% 令和8年：28.6% 令和11年：29.6%

基本目標 2

「障がいのある人の社会参加の促進」

障がいによって社会参加が妨げられない地域づくりに向け、就労、教育をはじめ、生活のあらゆる場面で、障がいの有無にかかわらず、本人の能力を最大限に発揮できる環境づくりを進めます。

成果目標③ 1週間のうち、外出する割合

現状：67.6% 令和8年：68.6% 令和11年：69.6%

成果目標④ 社会活動への参加割合について

現状：22.2% 令和8年：23.2% 令和11年：24.2%

基本目標 3

「障がいのある人への地域理解の促進」

障がいの有無にかかわらず、誰もが活躍でき、助け合えるまちづくりのため、地域住民が障がいや障がいのある人への理解を深めることができる環境づくりを進めます。

成果目標⑤ 障がいを理由とした差別や嫌な思いをした割合

現状：39.4% 令和8年：29.4% 令和11年：19.4%

成果目標⑥ 地域等での助け合いの有無について（家族以外）

現状：21.4% 令和8年：22.4% 令和11年：23.4%

第4章 分野別施策の基本的方向



1 保健・医療

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期支援の推進

【現状と課題】

出生数は減少していますが発達に課題を抱える乳幼児は増加傾向にあります。多くは養育環境等の影響を受けた一過性のものですが、成長過程において発達障がいの疑いや診断を受ける乳幼児・児童等が存在します。

妊娠や出産期、乳幼児期の疾病や障がい等を早期に発見し、療育や適切な支援を行うために、医療機関や各入園施設、こども発達相談室等と連携を図りながら、妊婦・乳幼児健診、育児教室や相談会、かかりつけ保健師による家庭訪問等を実施しています。

また、経済的な負担の軽減を図り、早期に適切な医療につながるよう、自立支援医療（育成医療）をはじめとする各種医療費助成を行っています。

今後も引き続き、療育支援を必要とする乳幼児、児童等とその家族のニーズ把握に努めながら、令和5（2023）年4月に設置した「こども家庭センター」の母子保健担当部署や保育園・認定こども園等の関係機関と連携して相談体制を強化するとともに、療育のための親子教室の充実やサービス提供を行う児童発達支援事業所等の質の向上などに取り組むなどして、早期発見・早期療育を推進していきます。

成人期においては、障がいの原因となる脳血管疾患や糖尿病等の生活習慣病予防、また、がんの早期発見・治療につなげるため、特定健診やがん検診などの健康診査や健康教育、健康相談などに取り組み、「栄養・食生活」「運動・身体活動」「健康管理の定着」の3つの重点領域を設定して、健康づくりを進めています。

【具体的方策】

- 障がいの疑いのある乳幼児、児童等と家族に対する支援
- 望ましい生活習慣の実践に向けた支援事業
- 生活習慣病の予防と早期発見、早期治療
- 各種健（検）診の充実
- 相談体制の整備及び連携強化
- 医療費の経済的負担の軽減

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康診査の受診率	30.5%	31.0%	31.5%	32.0%
かかりつけ保健師等による相談件数	11,407件	10,000件	10,000件	10,000件
こども発達相談室への新規相談申込み件数	116件	120件	120件	120件

(2) こころの健康づくりの推進

【現状と課題】

こころの不調は、妊娠や出産、進学や就職等のライフステージの変化、子育てや病気・人間関係の悩み、健康状態、社会・経済状況など様々な要因が影響しています。

当市では、「新発田市民のきずなを深め「いのち」を守る行動計画(第3次)」を令和6(2024)年3月に策定し、自殺防止の観点からこころの不調への対応を強化しており、関係機関と連携を深めながら、こころの健康に不安のある人やその家族などの相談事業を行っています。

今後も引き続き、関係機関・団体等と密接な連携を図りながら、こころの健康づくりに努めます。

【具体的方策】

○こころの健康や精神疾患に対する理解促進
○市民・民間団体・行政と一体となった対策の推進
○相談体制整備及び連携強化
○職員等の更なる資質向上
○自殺予防対策の推進

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自殺対策会議開催数	2回	3回	3回	3回
市職員向け研修 参加人数	122人	120人	120人	120人
専門職向け研修 参加人数	25人	25人	25人	25人

2 生活支援

(1) 相談支援体制の構築

【現状と課題】

障がいに関する相談については、年々増加しており、社会生活の中で生きづらさを感じている相談も増えています。また、近年、複数の障がいがある人からの相談など総合的な視点を求められるものや高い専門性を求められるものなど、多様化、複雑化、高度化しています。アンケート調査の結果からも「相談対応等の充実」や「気軽に相談できる相談支援体制の充実」が強く望まれていることが分かります。そのため、障がい者等の地域における相談支援の総合的な窓口である新発田市障がい者基幹相談支援センターを広く周知するとともに、サービスの提供を行うために必須となるサービス等利用計画の作成を担当する相談支援専門員の資質向上や地域の相談支援事業者への専門的な助言・指導等を行うなど、市内の相談支援体制の充実に努めます。

相談支援専門員については、令和5（2023）年12月現在、市内9か所の事業所に21人が所属していますが、依然として不足している状況です。引き続き、障がいや介護に関わる事業者に新規の相談事業の実施を働きかけるなど、必要となる人数の確保に努めていきます。また、精神に障がいのある人や家族の相談に応じられるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

【具体的方策】

- 障がい者基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援
- 相談支援体制の強化・見直し
- 相談支援専門員の確保・更なる資質の向上
- 自立支援協議会の機能強化

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援実施数（年間）	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
市内相談支援専門員数	21人	22人	23人	24人

(2) 在宅サービスの充実

【現状と課題】

障がいのある人が、住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障がい福祉サービスを充実させ、自立した生活を支援して行くことが重要となっています。当市では、平日の日中における在宅サービスについては、サービスを提供する事業者が整えられており、サービス利用者の希望に一定程度応えられていますが、障がいのある人の高齢化・重度化等により、サービスに対するニーズは更に増加、多様化する一方で、休日や早朝、夜間においては、提供できる体制が整えられていない状況です。

また、障がいの状況によっては、支援を行うために特別なスキルが必要となるため、サービスを提供できる事業者が限られ、事業者が不足している状況です。

こうした状況を踏まえ、障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、引き続き、在宅サービスの充実を図っていく必要があります。

【具体的方策】

- 在宅サービスの充実
- 地域移行の推進

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行者数（施設入所支援利用者数（人/月））	118人	116人	115人	114人

(3) 障がい児支援の充実

【現状と課題】

児童発達支援センター「ひまわり学園」は、中度から重度の障がいのある未就学児童に対し、日々の通園を通じ、個別対応による認知機能等の発達や集団生活適応のための療育を行っています。併せて、園開放を通じて地域における障がいのある児童の支援を行うなど、地域の支援機関として中核的な役割を担っています。令和元年度までは市直営の支援機関でしたが、令和2（2020）年度に障がい福祉分野において高い専門性を有する社会福祉法人に運営を移管しました。2年後の令和4（2022）年度には「保育所等訪問支援」サービスを開始するなど、法人ならではのノウハウをいかし、これまで以上の支援が展開できるようになりました。

同じ支援機関であるこども発達相談室では、気になる段階から軽度の障がいのある未就学児童に対し、早期からの支援が重要と捉え、親子での通所による療育を行っています。令和元（2019）年度からは保護者会やペアレントトレーニングを実施するなど保護者の学びの機会を設け、児童への支援だけでなく保護者への障がい特性の理解促進に努めています。

第4章 分野別施策の基本的方向

令和3（2021）年度以降、市内には4つの児童発達支援事業所の開設が続きました。いずれの事業所も特色を打ち出しながら療育を行うとともに、保護者への障がい特性の理解や「子育てしにくい」といった心理的負担の軽減に努めています。また、市では障がい児支援施策全体の充実につながるよう自立支援協議会などが中心となり、関係機関の連携や情報共有が進むよう努めています。

当市では、保育園、幼稚園、認定こども園において、障がいのある児童の受入れや、介助員の配置などを進めるとともに、園の支援力向上を図るため職員研修や巡回訪問支援を行っています。障がいのある児童と直接関わる保育士等には、多様化する障がい特性の理解及び支援力向上に努めることが求められていることから、引き続き、研修・訪問等を行い、体制強化に努めることにしています。

学齢期における障がいのある児童の放課後等支援としては、障がいのある児童が放課後や長期休暇に過ごす場として、「放課後等デイサービス」があります。令和3（2021）年度以降に新たに5つの事業所の開設があったことから、一時期の供給不足は解消されつつありますが、依然として利用ニーズは高い状況が続いています。環境の変化を好まない障がいのある児童が複数の事業所を併用せざるを得ない状況となっていることから、引き続き利用ニーズと供給の調整を図ることが求められています。また、市で19か所の「児童クラブ」を運営しており、入会基準を満たす障がいのある児童を可能な限り受け入れています。

障がいのある児童の支援については、ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められていることから、乳幼児期から高等学校卒業後まで、関わる機関が変わっても必要な情報が途切れることなく引き継がれていくよう、保健・医療・福祉・保育・教育等関係機関の連携を更に深めるとともに、一貫した相談支援を図ることができる体制の充実が必要です。

【具体的方策】

- 家族支援の充実
- 早期療育・発達支援の充実
- 児童発達支援センター機能の充実
- 保育・幼児教育における支援の充実
- 関係機関の連携と一貫した相談・支援の充実
- 個々のニーズに応じた預かりの提供
- 子どもの発達に関する相談窓口の周知
- 就学相談の実施
- 障がい児保育の推進
- 発達支援に関わる専門職に対する研修会の開催

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング参加保護者数	12人	16人	16人	16人
訪問支援実施回数	120回	125回	125回	125回

(4) 医療的ケア児への支援の充実

【現状と課題】

令和3(2021)年9月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)が施行され、医療的ケア児とその家族も含めた支援が、地方公共団体の責務とされました。医療的ケアが必要な児童の支援を推進していくには、保育園や学校等における医療的ケアの環境整備として看護師等を配置するとともに、就学前から学齢期、社会参加までを通じて、切れ目のない支援が行えるよう関係機関等による連携体制を強化するほか、保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整する役割を担うことができる医療的ケア児等コーディネーターの配置や相談体制の充実を図る必要があります。また、社会資源が不足している重症心身障がい児を対象とする児童発達支援の整備や放課後等デイサービス等の通所支援の充実を図る必要があります。

介護を行う家族の一時休息(レスパイト)を目的とした短期入所施設については、市内にある障がい児入所施設において、早期の受入れに向けて関係機関と協議を進めているほか、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支援していくため、医療的ケア児とその家族に対する支援の重要性等について、市民への周知・意識啓発を進めていきます。

【具体的方策】

○医療的ケア児のための支援体制の充実

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等コーディネーターによる協議の場の設置回数	1回	1回	1回	1回

(5) 障がい福祉サービスの質の向上

【現状と課題】

各種サービス提供の場では、意思表示が困難な障がいのある人も多く、障がいの症状、体調などに応じて専門的な知識や技術を持って支援することが必要です。特に、強度行動障がいなどの場合は、支援に特別なスキルが必要とされ、支援を行える事業者が少ないことから、サービス提供に携わる人材のスキル向上と確保に努めていく必要があります。

また、障がい福祉サービスの改善にいかしていく仕組みとして、各事業所では、要望や苦情解決の受付担当者や責任者を設置しているほか、第三者委員を任命するなど、外部の相談体制を整備しています。利用者やその家族が相談しやすいよう、引き続き、体制整備と利用者への周知を徹底するよう事業者働きかけていくとともに、事業者に申し立てても適切に対応されない場合は、市や県、新潟県福祉サービス運営適正化委員会において対応していき

第4章 分野別施策の基本的方向

ます。市職員には、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人が真に必要なとする障がい福祉サービス等が提供できているのか確認を行っていくことが求められています。

【具体的方策】

- サービスの質の向上に向けた事業者への働きかけや情報提供
- 苦情解決に係る体制の周知・徹底
- 障がい福祉を支える人材の育成・確保
- 職員の障害者総合支援法等の理解促進

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
職員研修参加者数	8人	8人	8人	8人

3 生活環境

(1) 居住環境の充実

【現状と課題】

障がいのある人が、住み慣れた地域で生活できるようにするためには、住宅設備や障がい福祉サービス事業所等の改修等をはじめ、障がいの状況に応じた居住環境の整備が必要になります。在宅での生活を支援するため、市では、身体の障がいの状況に合わせて、浴室やトイレの改修などの住宅整備を行う場合の経費の助成や日常生活を容易に過ごすための用具等の給付等を行っています。障がいのある人が安心して生活できるよう、これらの支援を引き続き実施していきます。

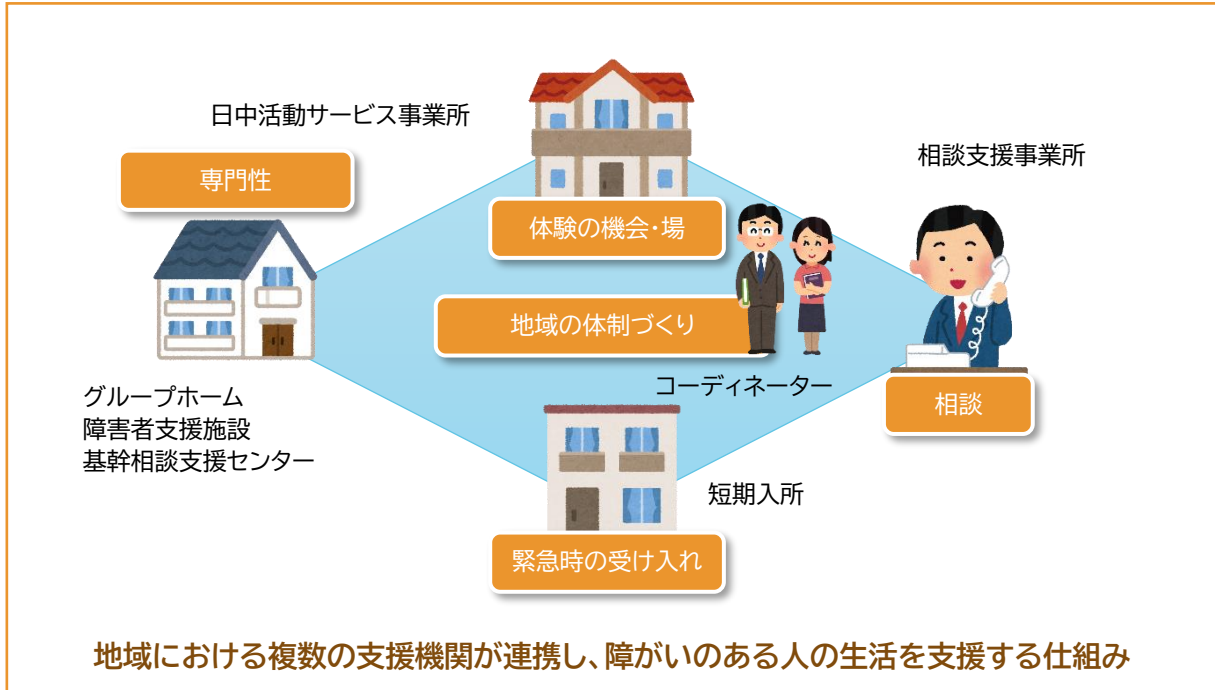
また、長期間、障がいにより施設に入所又は病院に入院している人は、地域での生活基盤を失っている場合もあることから、居住環境全体をどのように再構築していくかが課題になっています。施設退所後や退院後には、障がいのある人が安心して地域で暮らせるよう支援員の協力のもと、共同で生活していくグループホームが有効です。グループホームについては、令和5（2023）年4月現在、市内に17か所ありますが、親の高齢化等の事情により家庭からグループホームに移る人も増えており、地域移行の受け皿となるよう、障がいのある人個々のニーズに対応したグループホームの整備が必要です。

一定期間施設に宿泊し、生活能力の向上のための訓練を行う宿泊型自立訓練施設は市内には少なく、グループホームと合わせて、利用者ニーズを把握し、整備の促進に努めていくとともに、地域において障がいのある人の支援の拠点となる「地域生活支援拠点システム」の更なる整備促進を図る必要があります。

障がいのある人が入所して支援を受ける施設については、市内に3か所ありますが、今後も、障がいのある人が地域において暮らしていけるよう、居住環境の充実を図っていきます。

また、障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、適切な支援を行うサービスが必要とされています。

地域生活支援拠点（面的整備）システムのイメージ図



【具体的方策】

- 在宅における住宅改修経費等の助成及び日常生活用具の給付
- グループホームの整備促進
- 宿泊型自立訓練施設の整備に向けた検討
- 地域生活支援拠点等の整備促進

【主な成果指標】

成果指標	現状値		目標値	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点登録事業者数	11件	12件	13件	14件

(2) 屋外での移動支援及び障がいのある人に配慮したまちづくり

【現状と課題】

障がいのある人の屋外での移動については、新発田市移動等円滑化基本構想に基づき、重点整備地区における歩道の幅員確保や勾配の改善、誘導ブロックの設置等の整備を進めています。

また、ガイドヘルパーが付き添い、移動を支援する移動支援サービスがありますが、視覚障がいのある人と知的障がいのある人では、支援の内容も異なり、専門性の高いガイドヘルパーが不足していることから、ニーズに合った支援が選択できるよう、移動支援を行う事業者を増やしていく必要があります。

障がいのある人の移動に係る経済的負担の軽減を図るため、鉄道、旅客船、航空運賃、バス、タクシーなどの各事業者による割引制度のほか、市では、あやめバス・コミュニティバス等の割引制度、福祉タクシー・リフト付きタクシーの利用助成制度及び人工透析患者の通院費助成制度を設けています。また、自家用車による移動を行う人のための車両改造費用の助成制度や新発田版デマンド方式の拡大による公共交通空白地域の解消に取り組むなど、社会参加の促進を図っています。

公共施設のバリアフリー化については、新発田駅前複合施設や新発田市役所本庁舎等はいずれも高齢者、障がいのある人等の移動等の円滑化の促進に関する法律や新潟県福祉のまちづくり条例等の規定に基づき設計・施工されていますが、バリアフリー化されていない公共施設については、合理的配慮を人的に提供しながら、大規模改修に合わせてバリアフリー化を進めていきます。

【具体的方策】

- 新発田市移動等円滑化基本構想に基づく整備促進
- ガイドヘルパーの増強
- 移動支援事業の実施について事業者への働きかけ
- 障がいのある人の移動に係る経費負担の軽減
- 公共施設のバリアフリー化

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉タクシー助成制度利用率	53.8%	54.8%	55.8%	56.8%

4 雇用・就業

(1) 雇用の促進

【現状と課題】

ハローワーク新発田管内における障がい者雇用の情勢は、近年少しずつですが、上向いている状況です。

令和5年度におけるハローワーク新発田管内の障がい者実雇用率は2.50%で、新潟県の2.38%、全国の2.33%を上回っています。法定雇用率2.3%を達成している民間企業の割合は74.1%と昨年度より4.7ポイント上昇しています。新潟県の60.5%、全国の50.1%を大きく上回っているものの、約4分の1の企業については、法定雇用率を達成できていません。

障がいのある人の就労には、職場や上司・同僚の理解が重要になります。令和6年4月から民間企業の法定雇用率が2.3%から2.5%へ引き上げられることから、市内全ての民間企業で、早期に法定雇用率を達成できるよう、引き続き、ハローワーク等と連携し、民間企業における障がいのある人への理解の促進と雇用の促進を進めていくとともに、障がいのある人が職場に定着していけるよう、障がい特性に応じた就労定着支援の取組も合わせて進めていきます。

障がい者就業・生活支援センターでは、国・県からの委託を受け、障がいのある人の一般就労を支援しており、障がいのある人からの就労相談や企業における体験就労への同行など、就労に至るまでの支援を行うなど、地域の障がい者雇用に関する基幹的な相談機関としての役割を果たしています。

当市では、これまで市職員採用試験において、障がいのある人を対象にした「障がい者区分」を設けるなど、障がい者雇用を進めてきました。令和5(2023)年度の障がい者雇用率は2.86%と、地方自治体等の法定雇用率2.6%を上回っており、引き続き、積極的に障がい者雇用を推進します。また、市内民間企業の法定雇用率達成に向けた取組として、ハローワークが実施する雇用機会拡大に向けた民間企業と障がいのある人との面接会などに引き続き、協力していきます。

【具体的方策】

- ハローワークや障がい者就業・生活支援センターとの連携による障がい者雇用の促進及び職場定着支援
- 就労支援のネットワークの形成
- 障がい者雇用・理解促進

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
職場定着支援実施件数	23件	22件	22件	22件
市役所における障がい者雇用率	2.86%	2.86%	2.86%	3.00%

(2) 総合的な就労支援の推進

【現状と課題】

障がいのある人の就労においては、障がいの種別や必要とされる支援の状況などにより、きめ細やかで総合的な支援が必要となります。

福祉的就労から一般就労への移行を目指す人への支援としては、就労移行支援事業があり、一般就労に近い形で訓練などを行っています。平成30(2018)年4月から始まった就労定着支援事業による支援を加え、一般就労への移行と職場定着をより一層推進していきます。

障がいの種別や特性により一般就労が困難な人については、雇用契約に基づく就労継続支援A型事業と雇用契約に基づかない就労継続支援B型事業があり、就労機会の提供を通じた知識の習得や能力の向上により、一般就労に向けた支援や生産活動などを行っています。市内の就労継続支援事業所だけでは量的に不足しており、市内事業所を希望していても市外の事業所を利用せざるを得ないなどのケースが生じている一方で、希望する職種や障がい特性に合った業務内容を行える事業所が市内にないなどの理由から、市外の事業所を選択するケースもあります。このことから、新規の事業実施や利用定員の拡大を図るほか、利用者ニーズや障がい特性に応じた職種や業務内容の充実を図っていく必要があります。

【具体的方策】

- ハローワークや障がい者就業・生活支援センターと連携した障がい者就労の総合的支援
- 新規事業の実施や定員増加等についての取組

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般就労移行者数	13人	13人	14人	14人

(3) 福祉的就労の充実

【現状と課題】

障がいのある人の就労を支援する事業所において、利用者の就労意欲を維持、増進させるためには、工賃向上の取組は欠かせません。市では、ホームページにおいて障がいのある人の就労支援を行っている事業所や取り扱っている商品の紹介を行っていますが、市民や民間企業に更なる周知を図っていく必要があります。

併せて、市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、障がいのある人の就労を支援する事業所で取り扱う物品等を優先的に調達するよう、毎年度方針を策定し、取組を進めています。前年度実績を上回ることを目標に、引き続き、優先的な調達に努めていきます。

また、地域活動支援センターは、障がいのある人に就労機会を提供するだけでなく、社会との交流の場を提供するなど、障がいのある人の地域での重要な居場所となっていることから、安定的な運営ができるよう、継続して支援していきます。

【具体的方策】

- 事業所の紹介など工賃向上につながる取組の推進
- 障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等からの優先調達の推進
- 地域活動支援センターへの運営支援

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障がい者就労施設等からの調達実績	10,944 千円	11,491 千円	12,066 千円	12,669 千円

5 教育

(1) 特別支援教育の推進

【現状と課題】

特別支援教育では、できるだけ早い段階から関係機関での情報共有を行い、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、適切な指導及び支援を行っていくことが重要であることから、必要に応じて新発田市自立支援協議会の児童部会などを通じて情報共有を行い、適切な指導、支援につなげていきます。また、特別支援学級に在籍する児童生徒のみならず、特別な支援が必要な児童生徒には、それぞれの特性に応じた適切な支援を行っています。

「障害者の権利に関する条約」第24条により、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^{*1}の構築が提唱されており、その実現に向けて、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。当市においても、インクルーシブ教育システム構築のための環境整備を進めていきます。

教育現場では特別な支援を必要とする幼児児童生徒が増えている一方、経験のある教職員が不足していることから、研修の一層の充実を図り、教職員の専門性や指導力の向上を図る必要があります。

各学校においては、これまでに特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育に関する校内委員会の設置等、具体的な取組を行っていますが、平成27(2015)年度からは、指導主事等が、市立の全幼小中学校訪問も行っています。

就学相談を充実させるべく、平成27(2015)年度から教育支援委員会による、こども発達相談室に出向いての保護者向け説明会、学校教育課での個別の就学相談を行っています。

なお、特別支援学級を増設する学校については、介助員の確保やバリアフリー等施設改善も課題としています。

市内小中学校の特別支援学級在籍者数は、全国の例に同じく年々増加傾向にあり、令和5(2023)年5月1日現在で538人となっており令和2年時より62人増加しています。平成27(2015)年度から全ての小中学校において特別支援学級を設置して、設置状況については、次のとおりです。

*1：インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするという目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのことをいいます。

①市内小中学校の特別支援学級		
<小学校>	知的障害特別支援学級	14校 (28学級)
	自閉症・情緒障害特別支援学級	15校 (37学級)
	肢体不自由特別支援学級	5校 (5学級)
	病弱・身体虚弱特別支援学級	0校 (0学級)
	弱視特別支援学級	1校 (1学級)
	難聴特別支援学級	1校 (1学級)
<中学校>	知的障害特別支援学級	8校 (11学級)
	自閉症・情緒障害特別支援学級	9校 (15学級)
	肢体不自由特別支援学級	0校 (0学級)
	病弱・身体虚弱特別支援学級	1校 (1学級)
	弱視特別支援学級	0校 (0学級)
	難聴特別支援学級	0校 (0学級)

②通級指導教室		
i 言語通級指導教室	東豊小学校：通級児童数	23人 (市内23人)
	外ヶ輪小学校：通級児童数	17人 (市内17人)
ii 発達障害通級指導教室	御免町小学校：通級児童数	25人 (市内25人)
	二葉小学校：通級児童数	9人 (市内9人)
	本丸中学校：通級児童数	15人 (市内15人)

③県立新潟よつば学園定期訪問教育相談	4校 (市内4人)
--------------------	-----------

④特別支援学校の市内設置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・県立新発田竹俣特別支援学校 ・県立新発田竹俣特別支援学校いじみの分校

－令和5年5月1日現在－

【具体的方策】

○教職員研修等の充実による専門性の向上、指導体制の確保
○個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導の推進
○校舎等のバリアフリー改修や備品、教材、支援機器等の整備充実
○保健、医療、福祉等との連携による適正な就学及び就学相談体制の確立

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
各種研修会の参加合計数	6回	6回	6回	6回
昇降口内部をバリアフリー化した学校数（スロープ等による段差解消）	16校	17校	18校	19校

(2) 福祉教育の推進

【現状と課題】

学校教育においては、障がいのある子どもとの交流により、障がいへの理解や障がいのある人への支援の方法などが身に付けられることから、学校におけるお互いの交流と共同学習の機会を計画的に設けていく必要があります。

また、子どもの心の豊かな成長と地域福祉の推進を図ることを目的として、疑似体験や福祉講話、障がいのある人との交流会など、総合的な学習を中心に、新発田市社会福祉協議会の作成した「福祉にタッチ」の活用等連携しながら福祉教育に取り組んでいます。

【具体的方策】

- 障がいのある子どもと障がいのない子どもの計画的な交流及び共同学習の機会の確保
- 児童・生徒・学生への福祉に関する学習機会の提供

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
各校の福祉学習実施回数	1回	1回	1回	1回

(3) 生涯学習の推進

【現状と課題】

心豊かで生きがいのある人生を送るために、公民館、市民文化会館及び生涯学習センター等では、学習講座、発表会や作品展示会など、各種文化活動の機会を広く市民に提供しているほか、図書館では、大活字本や朗読CD、LLブック（やさしく読みやすく書かれた本）等を収集し、年齢、障がいの有無にかかわらず、学習機会の提供や社会参加の機会を提供しています。

生涯学習社会の構築において、障がいのある人一人ひとりの多様な学習ニーズや文化芸術活動にも応じていくことが課題となりますが、講演会、音楽会等において、手話通訳者、要約筆記者のほか、各種介助員などのボランティアを配置するなど、安心して学習できる環境づくりに取り組む必要があります。

【具体的方策】

- 生涯学習による社会参加の促進
- 障がいのある人が気軽に参加できる学習環境の整備
- 手話通訳者、要約筆記者及び各種介助ボランティアの活用の推進
- 障がいのある人の文化芸術活動の支援

【主な成果指標】

成果指標	見込	目標値		
	現状値 (令和5年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催事業における 手話奉仕員等の活用件数	2件	2件	2件	2件
作品展示会数	1回	2回	2回	2回

(4) スポーツ・レクリエーションの充実

【現状と課題】

障がいのある人が定期的な運動習慣を持つことは、個人としての心身機能の向上のほか、病状や症状の安定のために重要なことであり、特に、児童においての運動・スポーツ経験は、心理的発達に与える影響は大きく、思考能力やコミュニケーション能力等の社会性の育みにも重要な影響を与えます。

市内の総合型地域スポーツクラブでは、特別な支援を要する子どもたちを対象としたスポーツ教室や障がい者スポーツ（パラスポーツ）のモデル的な取組を行っていますが、障がいのある人の健康増進や生きがいづくりのため、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション機会の拡充と、スポーツに親しむきっかけづくりが求められています。

東京2020パラリンピックの開催で高まった障がい者スポーツ（パラスポーツ）への関心を一過性のものにせず、障がいのある人が、日頃からスポーツを楽しめる機会を増やしていくとともに、自主的にスポーツ活動に取り組むことができる環境を整備します。また、令和7（2025）年には、日本において、ろう者によるデフリンピックが開催されることから、スポーツ団体や障がい者関連団体とも協力・連携して障がい者スポーツ（パラスポーツ）のより一層の推進に取り組む必要があります。

【具体的方策】

- 障がいのある人が気軽に参加できるスポーツやレクリエーション活動の場の提供
- 障がい者スポーツ（パラスポーツ）を通じての健康長寿社会や共生社会の構築
- 障がい者スポーツ活動者への活動助成やスポーツ施設や用具充実などの環境整備

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
パラスポーツイベント・教室 開催回数	49回	50回	51回	52回
パラスポーツイベント・教室への 参加者数	513人	525人	540人	555人

6 情報提供・意思疎通支援

(1) 情報提供の充実

【現状と課題】

障がいに関する手当や制度等については、各種障害者手帳を交付する際に、障がいのある人が利用できる福祉制度をまとめた「福祉のしおり」で説明を行っており、引き続き、丁寧な説明を行っていきます。

視覚に障がいのある人については、「広報しばた」「社協だより」などの音声版（CD版）を作成し希望者に郵送する、声の広報発行事業により必要な情報を提供しており、引き続き、提供を行っていきます。

また、新発田市公式ホームページについては、「日本工業規格 JISX8341-3:2016」のウェブアクセシビリティ^{*1}の基準に則り、障がいのある人や高齢者を含め、誰もが支障なく利用できるホームページとなるよう、引き続き、ウェブアクセシビリティの向上に取り組み、分かりやすい行政情報の提供に努めていきます。

【具体的方策】

- 広報誌等を活用した制度の市民周知
- 「福祉のしおり」の有効活用による制度の個別説明
- 障がいのある人や高齢者に配慮した誰もが利用しやすいホームページ等による行政情報の提供

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ホームページのウェブアクセシビリティ適合率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

*1：ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障がいのある人など心身の機能に制約がある人でも、年齢的・身体的条件にかかわらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できることをいいます。

(2) 意思疎通支援の充実

【現状と課題】

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣などのコミュニケーション支援を実施してきました。しかし、派遣件数の多い平日の昼間に派遣できる手話奉仕員や要約筆記奉仕員の確保及び後継者の確保が課題となっており、安定して事業を継続していくためには、ボランティアを行う人が、積極的に研修等に参加できるよう、事業の周知や奉仕員としての活動に魅力を持ってもらえるような環境の整備についても検討していく必要があります。

このことから、令和2（2020）年12月に「新発田市手話言語の普及等に関する条例」の規定に基づき、「新発田市手話言語の普及等に関する方針」を定めました。今後は、策定した方針を踏まえ、市民啓発をはじめ意思疎通支援者の確保及び資質向上に関する施策を実施していきます。

さらに、外出時など支援を容易に求められない障がいのある人等のために、公共施設において「ヘルプカード」の配布を行うほか、チラシやポスターによる制度の周知を各家庭、医療機関や学校等において実施していきます。

また、視覚や聴覚、言語等に障がいがある人に、文字や音声などで意思の伝達をサポートする日常生活用具の対象や基準額を適切に見直すなど、日常生活用具の充実を図ります。

今後も障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、意思疎通の支援をより一層充実させる必要があります。

【具体的方策】

- 言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択機会の拡大
- 手話に対する理解の促進及び手話の普及
- 手話を用いた情報の発信及び取得
- 手話を用いた意思疎通の支援
- 手話通訳を可能とする意思疎通支援者の確保及び資質向上
- 手話通訳者・意思疎通支援者及びろう者等との意見交換の場の設置
- ヘルプカードの配布
- 日常生活用具の充実
- 電話リレーサービス等の社会インフラサービスの利用促進

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣実利用件数	170人	180人	190人	200人
ヘルプカードの配布者数（年間）	415人	415人	415人	415人

7 安心・安全

(1) 防災対策の推進

【現状と課題】

災害に強いまちづくりの構築を目指し、地域と連携した防災力の強化に取り組んでいます。自主防災組織の組織率は、令和4(2022)年度末現在91.5%であり、今後も地域防災の要(かなめ)となる自主防災組織の拡充を進めるとともに、既に組織された自主防災組織の活動強化に向けた支援をしていきます。

市防災専門員が地域に赴き、防災講話の中でハザードマップの見方や災害時の適切な行動について伝えるとともに、災害時に避難行動要支援者の人が安全に避難できるように、自治会や自主防災組織へ避難行動要支援者個別避難支援プランの作成についても働きかけを行っています。今後は、障がいのある人自らが避難行動要支援者個別避難支援プランを作成できるような仕組みが必要です。また、一般の指定避難所での避難生活が困難な高齢者や障がいのある人など、特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるよう旅館・ホテル等の宿泊施設と災害協定を結んでおります。併せて、福祉避難所^{*1}を市内に6か所指定しており、新たな福祉避難所の確保に向け取り組んでいます。

避難情報の迅速な伝達のために、自治会長や民生委員等への「緊急告知 FM ラジオの配備」を行っているほか、併せて、避難行動要支援者の人、避難情報を入手しづらい人や避難に時間がかかる人などを対象に、優先順位をつけた貸与を行っています。

各種助成制度では、火災予防のための「火災警報器の設置助成」、安否確認や緊急事態の対応には「緊急通報装置の設置助成」、救急情報用紙の入った「救急医療情報キットの配布」を行ってきました。冬期間の安全確保には「屋根雪除雪助成」を行っています。いずれも利用者の拡大のため制度の周知が必要です。

新発田地域広域消防本部では、聴覚又は言語等に障がいのある人を対象に、ファックスやメールによる「119番通報システム」を整備し、登録を呼びかけています。

【具体的方策】

- 自主防災組織の拡充、活動強化による地域で支え合う体制づくりの推進
- 避難行動要支援者個別避難支援プラン作成の推進
- 要配慮者への緊急告知 FM ラジオ配備
- 市及び地域における防災訓練や防災講話等による防災意識の啓発
- 住宅火災警報器の設置助成制度のほか、災害予防や安否確認のための各種助成制度の周知及び利用促進
- 障がいのある人や高齢者等要配慮者に対する福祉避難所の確保
- 日常生活用具(非常用電源装置)の充実
- 避難所の充実
- 防災・防犯知識の普及・啓発

*1：福祉避難所とは、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者(主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者)を受け入れるための体制が整備された避難所のことをいいます。

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自主防災組織率	91.5%	92.1%	92.6%	93.1%

(2) 防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済**【現状と課題】**

防犯の取組については、平成26(2014)年度に「新発田市犯罪のない安心・安全のまちづくり条例」を制定し、犯罪被害の防止に努めています。

消費者トラブルについては、近年、全国的に振り込め詐欺等特殊詐欺の被害が増えてきていますが、特に、障がいのある人や高齢者が狙われやすく、病気や障がいの特性から被害の自覚がなかったり、自分から訴えたり、助けを求めたりすることができないことがあります。障がいのある人が消費者トラブルに巻き込まれるのを防止する方法として成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用があります。

犯罪を未然に防ぐための啓発活動、消費者相談体制の強化及び地域での見守り等の取組が課題となっています。

【具体的方策】

- 警察及び防犯関係団体等との連携による障がいのある人の犯罪被害の防止
- 民生委員、地域包括支援センターによる地域での見守りの強化
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知
- 相談窓口の周知
- 新発田市消費者被害防止ネットワーク協議会における見守り活動

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
消費生活相談の利用人数	200人	200人	200人	200人

8 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

社会生活の様々な場面において、障がいのある人への差別がなくなったとは言い難い状況です。アンケート調査からも「障がいがあることを理由に差別を受けたり、嫌な思いをしたことがある」と回答した割合が4割もあることから、引き続き、学校や家庭における教育や市民啓発を通じて、差別の解消を図っていく必要があります。

当市では、これまで障がいのある人への差別解消に向け、講演会を実施してきました。障がいのある人が地域において生活していくためには、地域の理解や協力が重要であることから、講演会や広報などあらゆる機会を通じて、市民や企業への啓発を行い、職場や生活において、障がいのある人への理解と障害者差別解消法の趣旨の理解が進められるよう、引き続き、努めていきます。

また、障がいのある人への差別解消に向けた取組を推進するため、市では、相談窓口を設置しているほか、障害者差別解消法に規定されている障害者差別解消支援地域協議会を設置するなど、差別解消に向けた相談体制の整備や差別解消のための取組の周知、個別の差別事案の解決に向けた取組などを行っています。

【具体的方策】

- 障がいに関する啓発活動の推進
- 障害者差別解消支援地域協議会の運営
- 差別解消に向けた啓発

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
啓発に係る広報回数	1回	1回	1回	1回

(2) 権利擁護の推進、虐待の防止

【現状と課題】

障がいのある人の権利を守る制度として、判断能力が十分でない人の判断を支援する援助者が選任される成年後見制度への期待が高まっていますが、親や親族の高齢化により将来的には後見人の受任者の不足が懸念されています。

当市では、制度利用の支援、後見人受任者の増強や成年後見制度の普及・啓発を図るため、平成28(2016)年度から「新発田市成年後見センター」を設置し、成年後見制度に関する相談支援や成年後見制度の担い手として、身近な地域住民の感覚を活かし支援を行うことができる「市民後見人」の養成研修を開催するなどの普及・啓発活動に取り組んでいます。

また、障がいのある人への虐待防止については、「新発田市障がい者虐待防止センター」を設置し、通報の受付や対応、虐待防止に関する啓発活動を行っています。虐待通報は、令和4(2022)年度末現在で、19件あり、引き続き、広報誌等による虐待防止の啓発や障がい福祉サービス事業所等への指導を行うなど、虐待の根絶に向け取り組んでいきます。

【具体的方策】

- 成年後見制度の利用環境の充実
- 障がいのある人への虐待防止に係る啓発
- 障がい者虐待防止センターの充実
- 事業所への指導体制の強化

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見センター新規相談件数	116件	118件	120件	122件
虐待通報件数	19件	19件	19件	19件

9 障がい者団体・機関

(1) 障がい者団体との連携

【現状と課題】

市内には、様々な障がい者団体があり、それぞれ会員の高齢化や減少などの問題を抱えながらも、当事者にとってより暮らしやすい社会となるよう学習会、啓発活動、障がいのある人や家族の交流、事業所の運営及び地域交流など活発な活動が行われています。

障がい者団体は、障がいのある人の地域における生活を支援していく上で、重要な役割を担っています。市では、毎年、新発田市社会福祉協議会が開催する「新発田市障がい福祉懇談会」や各種障がい者団体との意見交換を行うことで、様々な課題について当事者のニーズを把握し、改善に向けた検討を進めており、今後も、更なる連携を図っていきます。

【具体的方策】

- 障がい者団体との連携強化
- 障がい者団体・ボランティア団体への支援

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援団体数	4件	4件	4件	4件

(2) 新発田市自立支援協議会との連携

【現状と課題】

相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者、有識者やその他関係機関等で構成する「新発田市自立支援協議会」には、支援機関等によるネットワークの構築を図ることや支援に特に検討を要する事例への調整、改善などを行うことが期待されています。

また、地域において障がいのある人の支援を行うに当たり課題となる事項について、分野別に調査を行い、必要に応じて障がい福祉サービスを担う社会資源の開発や改善などの検討を行う役割なども期待されていることから、今後も連携を図りながら地域課題の改善に取り組んでいきます。

【具体的方策】

- 新発田市自立支援協議会との連携

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援協議会の定期的な開催	2回	2回	2回	2回

10 行政サービスにおける配慮

(1) 行政サービスにおける配慮

【現状と課題】

当市では、行政サービスにおける障がいのある人への配慮について、障害者差別解消法に基づき、「新発田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する新発田市職員対応要領」を制定し、職員に徹底するとともに、窓口筆談用マグネットボードを設置するなどの合理的配慮に取り組んでいます。また、今後は、デジタル技術の活用など、窓口業務の簡素化による市民サービスの向上や業務の効率化が求められています。

教育面においては、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する新発田市立学校職員対応要領」を制定し、全小中学校において徹底を図るとともに、弱視の児童への情報端末の貸与や階段への手すりの設置など、それぞれの障がいに応じた合理的配慮に取り組んでいます。

今後も、職員研修などあらゆる機会を通じて、職員対応要領の徹底を図り、合理的配慮を提供していきます。

選挙の投票については、民主主義の基本となる権利であり、国民には等しく選挙権が認められています。しかし、障がいのある人にとっては、障がいゆえに投票に参加することが難しいことも少なくありません。

そのため、障がいのある人でも、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行っていきます。

【具体的方策】

- 職員の資質の向上
- 投票機会の充実

【主な成果指標】

成果指標	現状値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市職員研修	1回	1回	1回	1回

第5章 第7期新発田市障がい福祉計画



1 第6期計画の目標の達成状況

第6期障がい福祉計画では、国の基本指針に基づき、令和5（2023）年度末を目標とした数値目標を定めています。第6期計画の目標と令和4（2022）年度の実績は以下のとおりです。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元（2019）年度末時点の施設入所者の1.6%以上が地域生活へ移行することを目標としていました。また、施設入所者の減少目標は3人（2.4%）としていました。

地域生活移行者数の目標と達成状況

項目	令和元年度末 基準	令和5年度末 目標	令和4年度末 実績値
入所者数	123人	120人	120人
地域生活移行者数	—	2人 (1.6%)	6人 (4.9%)

施設入所者数の目標と達成状況

項目	令和元年度末 基準	令和5年度末 目標	令和4年度末 実績値
入所者数	123人	120人	120人
施設入所者削減数	—	3人 (2.4%)	3人 (2.4%)

● 評価 ●

グループホームの新規開設が進んだことにより、一定の受入れ体制は整備されつつありますが、障がいのある人が重度化・高齢化する中、グループホームにおける重度障がい者等の個々のニーズに応じた地域資源の整備に取り組む必要があります。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

緊急時の短期入所やグループホームの体験利用などの機能を有する地域生活支援拠点施設としての整備を働きかけ、令和5（2023）年度末までに、拠点を整備することを目標としていました。

目標と達成状況

項目	令和元年度末 基準	令和5年度末 目標	令和4年度末 実績値
地域生活支援拠点等の整備数	0か所	1か所	1か所
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年0回	年1回	年1回

● 評価 ●

「新発田市地域生活支援拠点等事業実施要綱」を制定し、令和4（2022）年度から事業を開始しました。また、新発田市自立支援協議会において、その運用について検証を行っています。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 福祉施設から一般就労への移行

令和元（2019）年度実績の1.3倍となる13人の移行を目標としていました。

目標と達成状況

項目	令和元年度末 基準	令和5年度末 目標	令和4年度末 実績値
一般就労移行者数	10人	13人	13人
就労移行支援事業	10人	8人	9人
就労継続支援A型事業	1人	0人	1人
就労継続支援B型事業	2人	0人	3人
基準との比較	—	1.3倍	1.3倍
就労移行支援事業	1.25倍	1.0倍	1.1倍
就労継続支援A型事業	—	—	—
就労継続支援B型事業	1.0倍	—	1.5倍

● 評価 ●

就労意欲の向上や新規事業所の開催などにより、一般就労への移行が進んでいますが、障がいの種別や特性により、市内事業所だけでは受入れができないケースが生じています。個々のニーズに応じた職種や業務内容の充実を図っていく必要があります。

イ 就労定着支援事業の利用者数

令和5(2023)年度において、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の見込み数13人のうち、7人(53.8%)が就労定着支援事業を利用することを目標としていました。

目標と達成状況

項目	令和元年度末 基準	令和5年度末 目標	令和4年度末 実績値
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	10人	13人	5人
うち 就労定着支援事業利用者	—	7人 (53.8%)	3人 (60.0%)

● 評価 ●

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は減少傾向にあります。

民間企業における障がいのある人への理解促進や雇用の促進を図るとともに、障がいのある人が職場に定着できるよう、就職後のサポートが重要となることから、障がい特性に応じた取組を進める必要があります。

ウ 就労定着支援事業の就労定着率

令和5(2023)年度において、就労定着支援事業所の見込み数3か所のうち、2か所(66.7%)が就労定着率8割以上となることを目標としていました

目標と達成状況

項目	令和元年度末 基準	令和5年度末 目標	令和4年度末 実績値
就労定着支援事業所数	—	3か所	3か所
うち 就労定着率が8割以上の事業所数	—	2か所 (66.7%)	3か所 (100.0%)

● 評価 ●

ハローワークや障がい者就業・生活支援センターの取組により、一般就労への移行が進んでいると考えます。一般就労を増加させるためには、受け入れる事業者の理解と就労後のサポートが不可欠であることから、引き続き、関係機関と連携を図り、障がいのある人の就労を支援していく必要があります。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

令和5（2023）年度末時点における、総合的・専門的な相談支援を実施する体制及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の有無について、令和2（2020）年4月1日に設置した障がい者基幹相談支援センターにおいて体制を確保することとし、「有」を目標としていました。

目標と達成状況

項目	令和元年度末 基準	令和5年度末 目標	令和4年度末 実績値
総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	無	有	有
地域の相談支援体制の強化を実施する体制の有無	無	有	有

● 評価 ●

新発田市障がい者基幹相談支援センターは、障がいがある人やその家族等からの相談の総合窓口としての機能を担っています。また、地域の相談支援事業所などと連携し、事業者に対する専門的な指導や人材育成等を行うなど、市内の相談支援体制の充実・強化を図っています。

(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5（2023）年度末時点における、障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制の有無について、新発田市の自立支援協議会における各部会の機能を活用して体制を確保することとし、「有」を目標としていました。

目標と達成状況

項目	令和元年度末 基準	令和5年度末 目標	令和4年度末 実績値
障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制の有無	有	有	有

● 評価 ●

新発田市自立支援協議会における各部会の機能を活用し、障がい福祉サービスの課題の抽出や改善に向けた取組を行っています。

2 第 7 期計画の成果目標

当市が策定する障がい福祉計画では、国の基本指針を踏まえて、地域の実情に応じた目標を設定することとしており、令和 8（2026）年度の目標を次のように設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- ① 施設入所者の地域生活への移行
令和 8 年度末において、令和 4 年度末時点の施設入所者の 6 %以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ② 施設入所者の削減
令和 8 年度末において、令和 4 年度末時点の施設入所者の 5 %以上を削減することを基本とする。

市の目標

項目	数値	考え方
令和 4 年度末時点での入所者数 (A)	120 人	令和 4 年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	114 人	令和 8 年度末時点の利用者数
【目標値②】 入所者削減削減見込み (C=A-B) 削減率 (②=C/A×100)	6 人 (5.0%)	施設入所者の削減数
【目標値①】 地域生活移行者数 (D) 地域移行率 (①=D/A×100)	8 人 (6.7%)	施設入所からグループホーム等に移行した者の数

● 福祉施設の入所者の地域生活への移行についての考え方 ●

障がいのある人等が地域で安心して生活ができるよう、各種障がい福祉サービスの充実を図るとともに、個々のニーズに対応した地域資源の整備に取り組む必要があります。

(2) 地域生活支援の充実

国の基本指針

- ① 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等により効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の整備を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ② 各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

市の目標 ①地域生活支援の充実

項目	令和4年度末 基準	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末 目標
地域生活支援拠点等の整備数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置数	0人	0人	0人	0人	0人
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回

市の目標 ②強度行動障がい有者への支援体制の充実

項目	令和4年度末 基準	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末 目標
強度行動障がい有者への支援体制	無	無	無	無	有

● 地域生活支援の充実についての考え方 ●

地域生活支援拠点については、今後も複数事業所による面的整備を進め、当面は利用者及び事業所の登録数を増やし、拠点機能の充実を図ります。また、強度行動障がい者への支援体制については、現状を把握し、支援体制を検討していきます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針

- ① 令和8年度中の一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ② 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和3年度実績の1.31倍以上、おおむね1.29倍以上及びおおむね1.28倍以上を目指すこととする。
- ③ 就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

市の目標 ①②福祉施設から一般就労への移行

項目		数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数		9人	
【目標値①】 令和8年度の一般就労移行者数		14人 (1.6倍)	
就労移行支援事業	令和3年度の一般就労移行者数	7人	令和3年度に就労移行支援事業所を通じて、一般就労した人数
	【目標値②】 令和8年度の一般就労移行者数	9人 (1.29倍)	
就労継続支援A型事業	令和3年度の一般就労移行者数	0人	令和3年度に就労継続支援A型事業所を通じて、一般就労した人数
	【目標値②】 令和8年度の一般就労移行者数	2人 (一倍)	
就労継続支援B型事業	令和3年度の一般就労移行者数	2人	令和3年度に就労継続支援B型事業所を通じて、一般就労した人数
	【目標値②】 令和8年度の一般就労移行者数	3人 (1.5倍)	

市の目標 ③一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合

項目	令和4年度末 基準	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末 目標
就労移行支援事業所数	13か所	13か所	13か所	13か所	13か所
うち 一般就労移行者の割合が 5割以上の事業所の数	—	1か所 (7.7%)	3か所 (23.1%)	5か所 (38.5%)	7か所 (53.8%)

イ 就労定着支援事業の利用

国の基本指針

- ④ 就労定着支援事業の利用者について、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ⑤ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

市の目標 ④就労定着支援事業の利用者数

項目	令和3年度 末基準	令和4年度 末	令和5年度 末	令和6年度 末	令和7年度 末	令和8年度 末目標
就労定着支援事業の利用者数	7人	5人	8人	9人	10人	10人
基準との比較	—	0.71倍	1.14倍	1.29倍	1.43倍	1.43倍

市の目標 ⑤就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	令和3年度 末基準	令和4年度 末	令和5年度 末	令和6年度 末	令和7年度 末	令和8年度 末目標
就労定着支援事業所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
うち、就労定着率が7割以上の事業所の数	3か所 (100.0%)	3か所 (100.0%)	1か所 (33.3%)	1か所 (33.3%)	1か所 (33.3%)	1か所 (33.3%)

● 福祉施設から一般就労への移行等についての考え方 ●

障がいのある人の就労に対する意欲は高いことが分かっています。また、令和6(2024)年4月から段階的に民間企業の法定雇用率の引き上げられることから、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターとの更なる連携を図ることにより、働きたいと考えている障がいのある人の一般就労を進めていきます。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- ① 令和8年度末までに、各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、同センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ② 協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

市の目標 ①②基幹相談支援センター及び協議会

項目	令和4年度末 基準	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末 目標
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の充実・強化等の地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の有無	有	有	有	有	有

● 相談支援体制の充実・強化等についての考え方 ●

新発田市基幹相談支援センターにおいて、引き続き、障がいのある人やその家族の総合窓口及び相談支援事業所、地域の学校や関係機関などと連携の強化を図りながら、地域の中核的な役割を担っていきます。

また、新発田市自立支援協議会の各部会において、地域課題を把握し、改善に向けた検討を進めます。

(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針

- 令和8年度末までに都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

目標と達成状況

項目	令和4年度末 基準	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末 目標
障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制の有無	有	有	有	有	有

● 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築についての考え方 ●

新潟県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修などに積極的に参加し、職員の専門知識の習得を図っていきます。また、新発田市自立支援協議会の各部会において、引き続き、地域課題の抽出と改善に向けた取組を進めていきます。

3 障がい福祉サービス等の実績と計画

障がい福祉サービスの計画は、以下の事項等を総合的に勘案して設定しています。

- ✓ 第6期計画期間中の利用実績及び実績値の推移傾向
- ✓ 地域における年齢別人口の将来推計
- ✓ アンケート調査結果によるサービスの新規利用のニーズ
- ✓ 障がい福祉サービスを提供する事業者の状況
- ✓ 施設入所者等の地域生活への移行者数
- ✓ サービス利用者の介護保険サービスへの移行

(1) 訪問系サービス

ア 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事、また、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	90	80	70	101	102	103
	実績	91	100	100			
利用時間 (時間/月)	計画	1,350	1,200	1,050	1,455	1,457	1,459
	実績	1,361	1,422	1,453			

※令和5年度実績は見込み値（以下同）

● 評価と課題 ●

実利用人数、実利用時間ともに計画を上回っています。

「通院等介助」など、利用ニーズはあるものの、事業者がいないためニーズに応えられていないサービスがあります。

● 今後の方向性 ●

今後も利用者数、利用時間ともに同程度で推移すると見込まれます。

必要なサービスが提供できるよう、事業者に対して周知を図っていきます。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常に介護を必要とする人に、自宅において入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の支援などを総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障がいのある人に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	3	3	3	5	6	6
	実績	3	5	5			
利用時間 (時間/月)	計画	1,260	1,260	1,260	1,830	2,190	2,190
	実績	1,496	1,823	1,830			

● 評価と課題 ●

利用者数、利用時間ともに計画を上回っています。

● 今後の方向性 ●

全国的な流れとして、医療機関から在宅での介護へと利用者ニーズが移行していることから、今後も利用者数、利用時間ともに伸びていくと見込まれます。

ウ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動を援護するとともに、移動に必要な情報を提供します。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	3	2	2			
利用時間 (時間/月)	計画	25	25	25	25	25	25
	実績	32	25	25			

● 評価と課題 ●

利用者数、利用時間ともにほぼ計画どおりとなっています。

1人あたりの利用時間は増加傾向にありますが、市内にサービス提供事業所がないことが課題となっています。

● 今後の方向性 ●

今後も利用者数、利用時間ともに同程度で推移すると見込まれます。

工 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難があり常時介護を必要とする人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつや食事等の介護など、行動する際に必要な援助を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	2	2	2	1	1	1
	実績	1	1	1			
利用時間 (時間/月)	計画	16	16	16	9	9	9
	実績	10	8	8			

● 評価と課題 ●

利用者数、利用時間ともに実績は計画を下回っています。

一定の利用ニーズはあるものの、市内にサービス提供事業所がないことが課題となっています。

● 今後の方向性 ●

今後も利用者数、利用時間ともに同程度で推移すると見込まれます。

オ 重度障がい者等包括支援

常に介護が必要な人の中でも、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人、知的障がい又は精神障がいなど特に困難を有する人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
利用時間 (時間/月)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

● 評価と課題 ●

市内及び近隣市町村にサービス提供事業所がないため実績はありません。今後も利用はないものと考えます。

● 今後の方向性 ●

利用者ニーズをしっかりと把握・分析していく必要があります。

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護

主として昼間に障がい者支援施設等において、介護を要する人に入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事、また、生活等に関する相談、助言など日常生活上の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な支援を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	250	250	250	229	232	235
	実績	200	203	227			
利用日数 (人日/月)	計画	4,250	4,250	4,250	4,205	4,210	4,215
	実績	3,922	3,925	4,200			

● 評価と課題 ●

利用者数、利用日数ともに実績は計画を下回っていますが、利用者ニーズは高い状況となっています。

● 今後の方向性 ●

実績は計画を下回っていますが、毎年度、増加している状況です。利用者ニーズは高く、今後も、利用者数、利用日数ともに伸びていくと考えます。

イ 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な人に、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所において、又は居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション及び生活等に関する相談、助言などの支援を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	5	5	4	2	3	3
	実績	1	2	2			
利用日数 (人日/月)	計画	49	43	38	35	38	41
	実績	8	32	32			

● 評価と課題 ●

利用者数、利用日数ともに実績は計画を下回っていますが、利用ニーズは増加傾向にあります。

● 今後の方向性 ●

市内に利用者ニーズに対応できる事業所が少ないことから、実績は計画を下回っていますが、障がい者の特性に応じたサービスの提供に努めていくことで、利用者数、利用日数ともに伸びていくと考えます。

ウ 自立訓練（生活訓練・日中）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため一定の支援が必要な人に、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所において、又は居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言などの支援を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	16	16	16	25	27	30
	実績	19	21	23			
利用日数 (人日/月)	計画	280	280	280	440	460	480
	実績	370	395	417			

● 評価と課題 ●

利用者数、利用日数ともに実績は計画を上回っています。

● 今後の方向性 ●

利用者ニーズは高く、障がい者の特性に応じたサービスの提供に努めていくことで、利用者数、利用日数ともに伸びていくと考えます。

エ 自立訓練（生活訓練・夜間）

日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用して、地域移行に向けて訓練その他の支援が必要な人に、主に夜間に居室その他の設備を利用しながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言などの支援を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	15	15	15	15	16	17
	実績	13	14	14			
利用日数 (人日/月)	計画	435	435	435	435	464	493
	実績	357	409	414			

● 評価と課題 ●

利用者数、利用日数ともに実績は計画を下回っています。

● 今後の方向性 ●

利用者ニーズは高く、障がい者の特性に応じたサービスの提供に努めていくことで、利用者数、利用日数ともに伸びていくと考えます。

オ 就労選択支援【新規】

就労選択支援とは障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。

令和4（2022）年に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」を受けて、「障害者総合支援法」及び関連する法律（「障害者の雇用の促進等に関する法律」「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」「難病の患者に対する医療等に関する法律」等）が改正され、就労的選択支援が創設されました。公布日は令和4（2022）年12月、施行日は令和6（2024）年4月となっていますが、就労選択支援の施行については、人材確保と体制整備のため公布後3年以内の政令で定める日、とされています。

就労を希望する障がいのある人のニーズや社会経済状況が多様化している中で、就労を希望する障がいのある人が、本人の強みや課題、職場における合理的配慮に関する事項等を整理する機会を得ることで、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先、働き方についてより良い選択ができるよう支援します。

計画	第7期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	—	6	7

新設される就労選択支援は、働く力と意欲のある本人の強みや課題、就労に必要な配慮について、障がいのある人、本人と支援側が共に整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系障がい福祉サービスにつなげることが特徴であり、事業所、ハローワーク等の関係機関との連携が求められます。

カ 就労移行支援

企業での就労を希望する人について、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に向けた訓練や適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	30	30	30	43	46	50
	実績	32	36	40			
利用日数 (人日/月)	計画	540	540	540	690	730	780
	実績	516	594	648			

● 評価と課題 ●

利用者数、利用日数ともに実績は計画を上回っています。利用者ニーズは高い状況となっています。

● 今後の方向性 ●

利用ニーズは高く、今後も利用者数、利用日数ともに増加していくと見込まれます。障がいの特性に応じた特色あるサービスを提供していく必要があります。

キ 就労継続支援A型（雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の場を提供し、生産活動、その他の活動の機会の提供など就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

A型は、利用者と事業者が雇用契約を結びます。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	30	30	30	51	56	61
	実績	23	32	47			
利用日数 (人日/月)	計画	540	540	540	830	910	1,000
	実績	411	580	754			

● 評価と課題 ●

利用者数、利用日数ともに実績は計画を上回っています。

利用ニーズは高く、障がい特性に応じたサービス内容が求められています。

● 今後の方向性 ●

利用ニーズは高く、今後も利用者数、利用日数ともに増加していくと見込まれます。

障がいの特性に応じた特色あるサービスを提供していく必要があります。

ク 就労継続支援B型（非雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の場を提供し、生産活動、その他の活動の機会の提供など就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

B型は、利用者と事業者の雇用契約は必要ありません。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	240	250	260	326	344	363
	実績	260	272	309			
利用日数 (人日/月)	計画	4,320	4,500	4,680	4,960	5,040	5,120
	実績	4,318	4,465	4,885			

● 評価と課題 ●

利用者数、利用日数ともに実績は計画を上回っています。

利用ニーズは高く、障がい特性に応じたサービス内容が求められています。

● 今後の方向性 ●

利用者ニーズも高いことから、今後も利用者数、利用日数ともに増加していくと見込まれます。今後も障がい特性に応じた特色あるサービスを提供していく必要があります。

ケ 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上で各般の問題に関する相談、指導、助言など必要な支援を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	25	25	25	30	33	37
	実績	26	24	27			

● 評価と課題 ●

ほぼ見込どおりの実績となっています。

一般就労したものの、サービスを再利用する人もいます。

● 今後の方向性 ●

利用者ニーズが高いこと、また、企業側も障がい者雇用をより進めていくことから、今後利用者数は増加していくと考えます。

コ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、主として昼間に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の世話をを行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	13	11	10	12	12	12
	実績	13	13	12			

● 評価と課題 ●

ほぼ見込どおりの実績となっています。

● 今後の方向性 ●

今後も利用者数、利用時間ともに同程度で推移すると見込みます。

サ 短期入所（福祉型）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

福祉型は障がい者支援施設等において実施します。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	50	52	54	59	66	73
	実績	42	47	53			
利用日数 (人日/月)	計画	365	365	365	262	266	271
	実績	268	249	258			

● 評価と課題 ●

利用実績は計画を下回りました。地域生活支援拠点等における緊急時の受入先としても重要な施設であり、今後は利用の増加が見込まれます。

● 今後の方向性 ●

利用実績は計画を下回っていますが、利用者ニーズは高く、介護を行う家族の一時休息（レスパイト）及び地域生活支援拠点等における緊急時の受入先としても重要な施設であり、今後は利用の増加を見込んでいます。

シ 短期入所（医療型）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

病院、診療所、介護老人保健施設において実施します。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
利用日数 (人日/月)	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	2	1	2			

● 評価と課題 ●

ほぼ見込どおりの実績となっています。

福祉型に比べて医療型の利用は少ない状況です。

● 今後の方向性 ●

利用者ニーズに対してサービス供給ができていないため、事業所に周知を図る必要があります。

(3) 居住系サービス

ア 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定期間にわたり定期的に利用者の自宅を訪問し、自立した日常生活を営む上での問題を把握するとともに、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整などの支援を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	0	0	0	1	1	1
	実績	1	1	1			

● 評価と課題 ●

第5期（平成30～令和2年）は利用がなかったため、利用者数0人と見込んでいましたが、市内にサービス提供事業所が1か所あることから、ニーズに対応することができました。

● 今後の方向性 ●

今後も同程度の利用者数が見込まれるため、将来的なニーズにも対応していくことができると考えます。

イ 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている人には介護サービスも提供します。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	75	77	79	106	110	114
	実績	77	89	98			

● 評価と課題 ●

実績は計画を上回っており、また増加傾向にあります。

● 今後の方向性 ●

利用者ニーズが高く、今後も新規事業所開設が見込まれることから、利用者は増加していくと見込みます。

ウ 施設入所支援

施設に入所している人に、主として夜間に入浴、排せつ、食事等の介護や、生活等に関する相談、助言などの日常生活上の支援を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	120	120	120	116	115	114
	実績	122	120	118			

● 評価と課題 ●

地域移行の取組により、利用者は減少傾向となっています。

● 今後の方向性 ●

今後も減少傾向が続くと考えます。

(4) 相談支援

ア 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する人に、計画的な支援を提供するためにサービス等利用計画を作成し、サービス利用状況の検証（モニタリング）、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	63	64	65	63	64	65
	実績	58	60	62			

● 評価と課題 ●

実績は計画をやや下回っていますが、増加傾向となっています。

● 今後の方向性 ●

今後も利用者数は微増していくものと見込まれます。市内の相談支援事業所へ新規開設を周知するなどにより対応していきます。

イ 地域移行支援

障がい者支援施設や病院から地域への生活に移行する人、児童福祉施設を利用する18歳以上の人に、地域移行支援計画を作成するとともに、住居の確保や新生活の準備等について相談などの支援を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	1	0	1			

● 評価と課題 ●

ほぼ見込どおりの実績となっています。

● 今後の方向性 ●

病院や、受入先となるグループホームなどと連携し、積極的な働きかけを行っていく必要があります。

ウ 地域定着支援

居宅において単身で生活している人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡、相談、その他必要な支援を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	計画	5	5	5	13	16	19
	実績	7	9	11			

● 評価と課題 ●

実績は計画を上回っており、また増加傾向にあります。

● 今後の方向性 ●

利用者ニーズをしっかりと把握・分析していく必要があります。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉や介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのことで、高齢者の「地域包括ケアシステム」と同様に市町村を中心として構築を進めることが期待されています。

ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数 (回)	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	1	1	1			
参加者数 (人)	計画	25	25	25	30	30	30
	実績	32	29	29			
目標設定・評価の実施回数 (回)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

● 評価と課題 ●

新発田市自立支援協議会相談部会において関係機関による協議の場を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を進めています。

● 今後の方向性 ●

保健・医療・福祉関係者による協議の場を充実させ、当市の実情に応じた地域包括ケアのより良いあり方について検討を進めます。

イ 活動指標としての精神障がい者のサービスの利用

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行 支援（人）	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
地域定着 支援（人）	計画	0	0	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
共同生活 援助（人）	計画	0	0	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
自立生活 援助（人）	計画	0	0	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
自立訓練 (生活訓練) （人）	計画	—	—	—	1	1	1
	実績	—	—	—			

● 評価と課題 ●

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めている段階であることから、まだ、利用実績はありませんでした。

● 今後の方向性 ●

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進め、地域への生活に移行後、自立した生活ができるよう支援していきます。

(6) 基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化

ア 地域の相談支援体制の強化

新発田市障がい者基幹相談支援センターは、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、障がい福祉サービスの利用に関する相談や暮らしに関する相談など、様々な相談に対応し、障がいのある人が自立した生活を続けていくことができるよう支援するとともに、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言を行うなどの相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数 (件)	計画	300	300	300	300	300	300
	実績	287	307	307			

● 評価と課題 ●

新発田市障がい者基幹相談支援センターにおいて、地域の相談事業所に対して専門的な指導・助言を行っています。

● 今後の方向性 ●

引き続き、地域の相談事業所に対して専門的な指導・助言を行います。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数 (件)	計画	50	50	50	50	50	50
	実績	27	68	68			

● 評価と課題 ●

新発田市障がい者基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援専門員に対して指導、助言、研修等を行っています。

● 今後の方向性 ●

引き続き、地域の相談支援専門員に対して支援していきます。

地域の相談支援との連携強化の取組の実施回数

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数 (回)	計画	15	15	15	15	15	15
	実績	21	12	12			

● **評価と課題** ●

新発田市障がい者基幹相談支援センターにおいて、障がいのある人が地域で生活ができるよう、教育機関、包括支援センター及び医療機関等と連携を図っています。

● **今後の方向性** ●

引き続き、関係機関等の会議・研修に参加し、連携を強化していきます。

イ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善

障がいのある人が、望む地域で自立した生活を送ることができるよう支援するため、保健・医療、教育、雇用等の関連する業種や関係者などにより構成する新発田市自立支援協議会及び専門部会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むとともに、これらの取組を行うために必要な体制を確保します。

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数 (回)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
参加事業者・機関数 (機関)	計画	20	20	20	20	20	20
	実績	20	20	20			

協議会の専門部会

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数 (部会)	計画	5	5	4	4	4	4
	実績	5	5	4			
実施回数 (回)	計画	10	10	8	8	8	8
	実績	10	10	8			

● **評価と課題** ●

新発田市自立支援協議会及び各部会において、地域課題の把握、改善に向けた検討を行っています。

● **今後の方向性** ●

引き続き、自立支援協議会及び各部会において検討を進めます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

ア 新潟県が実施する研修への参加

障がい福祉サービスの質を向上させるため、新潟県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修その他の研修に参加します。

参加状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数 (人)	計画	3	3	3	8	8	8
	実績	2	8	8			

● 評価と課題 ●

新任職員などを優先して研修に参加しています。

● 今後の方向性 ●

今後も行政職員それぞれが研修へ参加し、専門知識の習得に努めます。

イ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

報酬請求の審査を適正に行うとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、関係自治体等と共有を行います。

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数 (回)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

● 評価と課題 ●

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について、エラー・警告及び不適切な請求事例を分析し、関係自治体等との情報共有を通じて、障がい福祉サービスの質の向上を図る必要があります。

● 今後の方向性 ●

今後も、関係自治体等との情報共有を通じて、障がい福祉サービスの更なる質の向上を図ります。

4 地域生活支援事業の実績と計画

障がいのある人がその有する能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、地域生活支援事業を実施します。

実施事業には、国が実施を進めている必須事業と、市で必要性が高いと判断して実施する任意事業があります。

(1) 必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業

市民や施設職員及び市職員を対象に、障がいについての正しい理解を促進するため、講座を開催します。

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有			

● 評価と課題 ●

新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を見合わせていましたが、令和3（2021）年度からは再開しています。

● 今後の方向性 ●

障がいのある人への理解を深めるため、今後も継続して取組を進めていきます。

イ 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う災害対策、孤立防止対策、ボランティア活動等を支援します。

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画	無	無	無	検討	検討	有
	実績	無	無	無			

● 評価と課題 ●

これまで事業実績はありません。障がいのある人やその家族、地域住民等による自発的な活動等につながるような環境づくりを進めていく必要があります。

● 今後の方向性 ●

地域でのニーズを把握し、具体的な活動支援について検討していきます。

ウ 相談支援事業

(ア) 基幹相談支援センター等機能強化事業

障がいのある人からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援などの必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の障がいのある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。

障がい者相談支援事業

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数 (事業所)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

障がい者基幹相談支援センターの設置

設置状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数 (か所)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

基幹相談支援センター等機能強化事業

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有			

● 評価と課題 ●

令和2（2020）年4月に新発田市障がい者基幹相談支援センター（1か所）を開所したことに伴い、これまで障がい種別（身体、知的、精神、発達障がいを含む。）によって分かれていた相談支援窓口を一本化したことによって、相談支援体制の強化につながっています。

● 今後の方向性 ●

引き続き、地域の相談支援拠点である新発田市障がい者基幹相談支援センターにおいて、必要な支援等を行います。

（イ）住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な人に、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画	無	無	無	検討	検討	検討
	実績	無	無	無			

● 評価と課題 ●

事業実績はありませんでした。

● 今後の方向性 ●

事業に対するニーズを把握し、検討していきます。

工 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用する人に、手続に係る費用や後見人に支払う報酬に係る費用の助成を行うことで、障がいのある人の権利を擁護します。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	計画	5	5	5	10	10	10
	実績	7	9	10			

● 評価と課題 ●

利用実績は、計画を上回っており、増加傾向にあります。

● 今後の方向性 ●

報酬等の負担ができないことなどを理由に、成年後見制度の利用が進まないことのないよう、周知等に取り組みます。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

新発田市成年後見センターを設置し、成年後見制度及び法人後見に関する広報・周知をするとともに、認知症高齢者、知的障がい、精神障がいのある人とその関係者から、成年後見制度に関する相談を受け、必要な支援を行います。

併せて、継続的・組織的な支援の実施、生活困窮等により後見人等の選任が困難な場合の支援を行います。

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有			

● 評価と課題 ●

新発田市成年後見センターにおける制度に係る相談件数が増加しています。

● 今後の方向性 ●

成年後見等業務を行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、制度の担い手として市民後見人の養成を進めていく必要があります。

カ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人の円滑なコミュニケーションを支援するため、意思疎通支援者（手話通訳・要約筆記）を派遣します。

手話通訳者派遣・要約筆記者派遣事業

派遣状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者 (件)	計画	90	94	99	180	190	200
	実績	121	163	170			
要約筆記者 (件)	計画	10	11	11	4	4	4
	実績	4	3	4			

● 評価と課題 ●

手話通訳者の派遣件数は計画を大きく上回っており、利用者ニーズの高いことが伺えます。一方で、要約筆記者の派遣件数は計画を下回っています。

● 今後の方向性 ●

手話通訳者の派遣については利用ニーズが高いことから、一定数で伸びていくものと考えます。今後も利用ニーズをしっかりと把握・分析するとともに、事業の周知を図ります。

手話通訳者設置事業

設置状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数 (か所)	計画	0	0	0	検討	検討	検討
	実績	0	0	0			

● 評価と課題 ●

市役所窓口への手話通訳者の設置には至っていません。

● 今後の方向性 ●

手話通訳者の養成講座の実施について広く市民に周知し、手話通訳者としての協力者登録数の増加に取り組みます。手話通訳者の設置については、実現に向け利用者ニーズを把握し、実施方法について検討を進めます。

キ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に、自立生活支援用具など日常生活を円滑に過ごすために必要な用具を給付します。

給付状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 (件)	計画	4	4	4	27	35	46
	実績	6	16	21			
自立生活支援用具 (件)	計画	11	11	11	11	11	11
	実績	15	10	11			
在宅療養等支援用具 (件)	計画	29	29	29	14	14	14
	実績	17	16	14			
情報・意思疎通支援用具 (件)	計画	35	35	35	24	24	24
	実績	21	24	24			
排泄管理支援用具 (件)	計画	1,960	1,960	1,960	2,490	2,600	2,720
	実績	2,219	2,226	2,379			
居宅生活動作補助用具 (住宅改修) (件)	計画	2	2	2	7	8	9
	実績	2	6	6			

● 評価と課題 ●

介護・訓練支援用具及び排泄管理支援用具は計画を大きく上回っており、利用者ニーズが高いことが伺えます。

● 今後の方向性 ●

社会環境の変化に合わせて、それぞれの利用者ニーズをしっかりと把握・分析し、方向性を考える必要があります。

ク 手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話奉仕員を養成します。

養成状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講習 修了者数 (人)	計画	8	8	8	6	6	6
	実績	5	4	6			
協力者 登録数 (人)	計画	34	35	36	36	37	38
	実績	35	35	36			

● 評価と課題 ●

養成講習の修了者数は計画を下回っています。また、修了者がいるものの、登録件数は増加していません。

● 今後の方向性 ●

「新発田市手話言語の普及等に関する条例」に基づき、更なる手話の普及や理解促進を図ります。手話奉仕員の確保に努めるとともに、手話奉仕員が活動しやすい環境整備を進めていきます。

ケ 移動支援事業

屋外での移動が困難な人（同行援護に該当する視覚障がい者を除く）の外出を支援し、地域における自立生活及び社会生活を促進します。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	計画	40	40	40	33	34	35
	実績	31	29	32			
延べ利用時間 (時間)	計画	1,500	1,700	1,900	1,540	1,630	1,720
	実績	1,170	1,353	1,462			

● 評価と課題 ●

利用実績は計画を下回っていますが、延べ利用時間は増加傾向にあります。

● 今後の方向性 ●

自立した生活や社会活動に外出は不可欠なため、支援が必要な人に適切に提供できるよう、関係機関と連携してアウトリーチを含めた取組を推進し、地域生活への移行や社会参加を促進します。

コ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター事業（基礎的事業）は、創作的活動や生産活動の提供、また、社会との交流の促進等の機会を提供します。

地域活動支援センター機能強化事業は、その機能によって3つに分類されます。

地域活動支援センターⅠ型：

精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施

地域活動支援センターⅡ型：

雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施

地域活動支援センターⅢ型：

地域の障がいのある人のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績をおおむね5年以上有し、引き続き援護事業を実施

地域活動支援センターⅠ型（新発田市）

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数 (か所)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
利用者数 (人/月)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

地域活動支援センターⅠ型（他市町村分）

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数 (か所)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
利用者数 (人/月)	計画	15	18	19	16	16	16
	実績	15	18	18			

地域活動支援センターⅡ型（新発田市）

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数 (か所)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
利用者数 (人/月)	計画	15	15	15	15	15	15
	実績	9	9	9			

地域活動支援センターⅡ型（他市町村分）

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数 (か所)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
利用者数 (人/月)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

地域活動支援センターⅢ型（新発田市）

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数 (か所)	計画	4	4	4	4	4	4
	実績	4	4	4			
利用者数 (人/月)	計画	50	50	50	50	50	50
	実績	46	48	48			

地域活動支援センターⅢ型（他市町村分）

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数 (か所)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
利用者数 (人/月)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

● 評価と課題 ●

障がいのある人の特性に応じて日中活動の場、交流の場として、地域活動支援センターは重要な役割を果たしています。市内にはⅠ型の地域生活支援センターはありません。

施設の老朽化が進んでいる事業所や財政的に不安定な事業もあることから、安定した事業の継続が課題となっています。

● 今後の方向性 ●

利用者数は微増傾向が続いており、今後も一定数で推移すると見込んでいます。

(2) 任意事業

ア 日常生活支援

(ア) 訪問入浴サービス事業

身体に障がいのある人で、訪問入浴サービス事業を利用しなければ入浴が困難な人に、訪問による入浴サービスを行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	計画	9	10	11	14	15	16
	実績	4	12	13			

● 評価と課題 ●

令和3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者数が計画を下回っていますが、その後は増加に転じています。

● 今後の方向性 ●

利用者数は増加傾向が続いており、利用者ニーズもあることから、今後は利用者数が増加すると見込んでいます。

(イ) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保することにより、家族の就労を支援するとともに、日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	計画	50	55	60	26	28	30
	実績	37	31	24			

● 評価と課題 ●

利用者は計画を下回って、減少傾向で推移していますが、ニーズは一定数あると考えます。

● 今後の方向性 ●

制度の周知方法等を見直し、必要とする人に情報が届くように努めていきます。

(ウ) ヘルプカード交付事業

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人及び難病患者等を対象に、意思疎通を支援するためのヘルプカードを交付します。

実施状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有			

● 評価と課題 ●

平成30(2018)年6月から新発田市版ヘルプカードの配布を開始しています。ヘルプカードを持っている人にどのような配慮をしたらいいのかわからないという声もあることから、手助けが必要な人のみならず、広くヘルプカードの目的等について周知していく必要があります。

● 今後の方向性 ●

ヘルプカードは、障がいのある人などが、困ったときに周囲に助けを求めるための手助けとなることから、引き続き、窓口でヘルプカードの交付を行います。

イ 社会参加支援

(ア) 声の広報等発行事業

視覚障がいのある人に、広報誌など地域生活を送る上で必要度の高い情報を音訳・点訳その他分かりやすい方法により定期的に提供します。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	計画	19	20	21	17	17	17
	実績	17	17	17			

● 評価と課題 ●

利用者は計画を下回っています。

● 今後の方向性 ●

制度の周知方法等を見直し、必要とする人に情報が届くように努めていきます。

(イ) 奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいによって、意思疎通を図ることに支障がある人のために、要約筆記奉仕員を養成します。

養成状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講習 修了者数 (人)	計画	1	1	1	0	0	0
	実績	0	0	0			
協力者 登録数 (人)	計画	18	19	20	17	17	18
	実績	16	16	16			

● 評価と課題 ●

要約筆記奉仕員養成講座については、計画を下回っています。

● 今後の方向性 ●

市民への普及啓発を行い、要約筆記奉仕員の裾野を広げていけるよう努めていきます。

(ウ) 自動車運転免許取得・自動車改造等助成事業

- **自動車運転免許取得助成事業：**
 身体に障がいのある人に、免許の取得に要する費用の一部を助成し、社会参加を促進します。
- **自動車改造等助成事業：**
 自動車を利用するために車両の改造が必要な身体に障がいのある人や自ら自動車の運転ができない身体に障がいのある人がいる世帯を対象に、自動車の改造又は改造された自動車の購入費等の一部を助成します。

自動車運転免許取得助成事業

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成件数 (件)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

自動車改造等助成事業

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成件数 (件)	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	3	2	4			

● **評価と課題** ●

自動車運転免許取得助成事業は、近年、利用実績がありません。また、自動車改造等助成事業は、ほぼ計画どおりで推移しています。

● **今後の方向性** ●

制度の周知方法等を見直し、必要とする人に情報が届くように努めていきます。

(エ) 福祉タクシー券助成事業

障がいのある人の社会参加の促進及び福祉の増進を図るため、福祉タクシー利用券を交付します。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	計画	1,080	1,080	1,080	1,070	1,060	1,050
	実績	1,137	1,052	1,041			

● **評価と課題** ●

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用実績は計画をやや下回っています。

● **今後の方向性** ●

制度の周知方法等を見直し、必要とする人に情報が届くように努めていきます。

(オ) リフト付きタクシー券助成事業

車いすやストレッチャーを使用する身体障害者手帳の交付を受けている人に、リフト付きタクシーの利用券を交付します。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	計画	300	300	300	210	200	190
	実績	260	239	213			

● 評価と課題 ●

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用実績は計画をやや下回っています。

● 今後の方向性 ●

制度の周知方法等を見直し、必要とする人に情報が届くように努めていきます。

ウ 就業・就労支援

(ア) 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人で、生活保護を受けている人又はこれに準じる人に、更生訓練費を支給して社会復帰の促進を図ります。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	2	1	2			

● 評価と課題 ●

ほぼ計画どおりの実績となっています。

● 今後の方向性 ●

制度の周知方法等を見直し、必要とする人に情報が届くように努めていきます。

5 サービス見込量確保のための方策

(1) 重層的な地域支援体制の構築に向けた相談支援体制の強化

子どもから高齢者、障がいのある人など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指すため、既存の相談支援等の取組を活かしながら、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向け検討を進めるため、関係機関との連携を図ります。

(2) 障がい福祉人材の確保・定着

専門性を高めるための研修の実施、多職種間連携の推進による人材育成を図るとともに、障がい福祉の現場の働きがいや魅力についての積極的な周知・広報等に取り組み、障がい福祉人材の確保に努めます。また、国が進める「電子申請・届出システム」の導入を検討し、申請様式の標準化を図る等文書負担の見直しを行い、介護現場の業務効率化につながる取組を進めます。

障がい福祉人材の不足が全国的な問題であることから、市内外における新たな人材の発掘に向けて、国や都道府県においても人材不足の解消に向けた抜本的な取組が行われるよう継続して求めていきます。

(3) 計画推進体制の充実

本計画の円滑な推進を図るため、新発田市自立支援協議会において進捗状況等の評価及び課題事項の検討を行います。PDCA サイクルによる進行管理を行い、具体的方策の着実な実施、目標数値の達成、サービス見込量の確保に努めます。

第6章 第3期新発田市障がい児福祉計画

1 第2期計画の目標の達成状況

第2期障がい児福祉計画では、国の基本指針に基づき、令和5（2023）年度末を目標とした数値目標を定めています。第6期計画の目標と令和4（2022）年度までの実績は以下のとおりです。

(1) 障がい児支援の提供体制

ア 障がい児支援の提供体制

障がいのある子どもの支援のため、児童発達支援センター、保育所等訪問支援、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを令和5（2023）年度末までにそれぞれ1か所以上、設置、確保することを目標としていました。

なお、児童発達支援センター及び重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスについては、第1期計画期間中に、設置済みとなっています。

目標と達成状況

項目	令和元年度末 基準	令和5年度末 目標	令和4年度末 実績値
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所 (設置済み)	1か所
保育所等訪問支援の提供体制	0か所	1か所	1か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	0か所	0か所	0か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	1か所 (設置済み)	1か所

● 評価 ●

「保育所等訪問支援」については、児童発達支援センターと同じ事業所が令和4（2022）年度から事業開始をすることができましたが、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所」については、設置することができませんでした。

引き続き、関係機関等と協議を進め設置に向けた検討を進めていきます。

イ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び コーディネーターの設置

令和5（2023）年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標としていました。

目標と達成状況

項目	令和元年度末 基準	令和5年度末 目標値	令和4年度末
令和5年度末時点における協議の場の有無	有	有	有
令和5年度末時点における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	—	有	無

● 評価 ●

医療的ケア児等への支援については、関係機関等を交えこれまでも協議を行っています。また、令和5（2023）年度からは、協議の場において、医療的ケア児等コーディネーターを中心として進めることで、関係機関との連携強化を図っています。

2 第3期計画の成果目標

当市が策定する障がい児福祉計画では、国の基本方針を踏まえて、地域の実情に応じた目標を設定することとしており、令和8（2026）年度の目標を次のように設定します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

ア 障がい児支援の提供体制

国の基本指針

- 令和8年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。
 - ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
 - ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）^{*1}を推進する体制を構築する。
 - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

市の目標

項目	令和4年度末実績値	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末目標値
目標年度末時点での児童発達支援センターの設置	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
目標年度末時点での障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	有	有	有	有
目標年度末時点での保育所等訪問支援の提供体制の確保	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
目標年度末時点での主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の確保	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
目標年度末時点での主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

*1：インクルージョンとは、全ての障がいのある人が、他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障がいのある人が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加すること。

イ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等

国の基本指針

- 令和8年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

市の目標

項目	令和4年度末実績値	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末目標値
目標年度末時点での協議の場	有	有	有	有	有
目標年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	無	有	有	有	有

● 障がい児支援の提供体制の整備等についての考え方 ●

既存の地域資源を最大限活用することにより障がい児支援を行っていきます。まだ未整備の重症心身障がい児を支援する児童発達支援については、関係機関と検討を進めます。

3 障がい児通所支援等の実績と計画

(1) 障がい児通所支援サービス

ア 児童発達支援

障がいのある未就学児に、日常生活における基本的動作・知識技能を習得させ、集団生活に適應することができるよう適切かつ効果的な指導・訓練を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日/月)	計画	297	290	283	500	525	550
	実績	254	282	454			
実利用 人数 (人/月)	計画	43	42	41	66	69	72
	実績	32	35	59			

● 評価と課題 ●

令和5（2023）年度は、実利用人数、実利用日数ともに計画を大きく上回っています。現在も利用者ニーズは増加しているため、今後も適正なサービスを受けられるよう周知していく必要があります。

● 今後の方向性 ●

直近の実利用人数は59人と急増していることから、今後も伸びていくと考えています。

イ 放課後等デイサービス

障がいのある子どもについて、学校における放課後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日/月)	計画	1,890	1,966	2,041	3,100	3,180	3,260
	実績	1,361	2,610	3,028			
実利用 人数 (人/月)	計画	150	156	162	213	218	223
	実績	172	186	208			

● 評価と課題 ●

事業所の増加等に伴い利用実績も大幅に計画を上回りました。対象児童は増加傾向にあり、今後も適正なサービスを受けられるよう周知していく必要があります。

● 今後の方向性 ●

対象となる児童は増加傾向を示しています。一時期の供給不足は解消したと考えますが、今後も、一定の伸びを示していくと考えます。

ウ 保育所等訪問支援

保育所や学校など集団生活を営む施設を支援員が訪問し、障がいのない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日/月)	計画	19	19	19	20	20	20
	実績	1	5	23			
実利用 人数 (人/月)	計画	5	5	5	9	10	11
	実績	1	2	8			

● 評価と課題 ●

市内でサービス提供ができる事業所ができたことから、増加しています。

● 今後の方向性 ●

利用者ニーズが高いことから、今後も、一定の伸びを示していくと考えます。

工 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が困難な障がいのある子どもについて、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得等の支援を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日/月)	計画	10	10	10	9	10	10
	実績	3	5	9			
実利用 人数 (人/月)	計画	2	2	2	3	4	4
	実績	1	2	3			

● 評価と課題 ●

市外の事業所を利用しているのが現状です。市内にもサービスを提供できる事業所の開設が求められます。

● 今後の方向性 ●

利用者ニーズをしっかりと把握・分析して今後の推移を検討する必要があります。

(2) 障がい児入所支援サービス

ア 福祉型障害児入所施設

障がい児入所施設に入所する障がいのある子どもに対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人/月)	計画	-	-	-	1	1	1
	実績	1	1	1			

● 評価と課題 ●

第6期計画では利用人数を見込んでいませんでしたが、1人の利用実績がありました。

● 今後の方向性 ●

過去の実績に基づいて設定しました。

イ 医療型障害児入所施設

障がい児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がいのある子どもに対して、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人/月)	計画	-	-	-	0	0	0
	実績	0	0	0			

● 評価と課題 ●

現在、市内で利用実績がありませんが必要に応じて支援をしていきます。

● 今後の方向性 ●

過去の実績に基づいて設定しました。

(3) 障がい児相談支援等

ア 障害児相談支援

障がい児通所支援サービスの利用希望者が、適切なサービスを利用できるようサービス等利用計画を作成します。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人/月)	計画	23	26	29	38	42	46
	実績	24	26	35			

● 評価と課題 ●

令和5（2023）年度は実利用人数が計画を上回っています。

● 今後の方向性 ●

障がいのある子どもの増加に伴い、増加傾向になるものと考えます。

イ 医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児を支援するため、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置について、検討を進めていきます。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人/年)	計画	2	2	2	1	1	1
	実績	0	0	1			

● 評価と課題 ●

関係機関等との協議の場において、医療的ケア児等コーディネーターを中心に協議を進めることができました。

● 今後の方向性 ●

今後も、医療的ケア児等コーディネーターを中心に、医療的ケア児等への支援を検討していきます。

(4) 発達障がいのある人等に対する支援

ア ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

ペアレントトレーニングは、保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解するとともに、発達障がいの特性を踏まえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより、子どもの問題行動を減少させることを目標とするものです。

ペアレントプログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムです。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みをもつ多くの保護者に有効とされています。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数 (人/年)	計画	5	5	5	12	12	12
	実績	12	12	16			

● 評価と課題 ●

年6回実施することでき、障がいのある子どもへの支援だけでなく、保護者への障がい特性の理解促進に努めています。

● 今後の方向性 ●

今後も同程度開催し、保護者の学びの機会を設けていきます。

イ パARENTメンターの人数

ペアレントメンターは、発達障がい児の子育て経験のある親で、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して、相談や助言を行う人です。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数 (人/年)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

● 評価と課題 ●

市内での実施には至っていません。

● 今後の方向性 ●

利用者ニーズをしっかりと把握し、必要に応じて検討していきます。

ウ ピアサポートの活動への参加人数

ピアサポートは、障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、ほかの障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりすることです。

利用状況		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数 (人/年)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

● 評価と課題 ●

市内での実施には至っていません。

● 今後の方向性 ●

利用者ニーズをしっかりと把握し、必要に応じて検討していきます。

4 サービス見込量確保のための方策

○相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者などとの連携を強化し、障がいのある子どもへの支援に対するニーズを把握し、周知を行うことで、障がい福祉サービス等に的確に反映されるよう努めます。

○計画を「0」としたものであっても、必要に応じて実施について検討していきます。

第 7 期新発田市障がい者計画
第 7 期新発田市障がい福祉計画
第 3 期新発田市障がい児福祉計画

令和 6 年度～令和 8 年度

発 行 令和 6 年 3 月
企画・編集 新発田市社会福祉課
〒957-8686 新潟県新発田市中心部 3 丁目 3 番 3 号
TEL 0254-22-3030 FAX 0254-21-1091
<https://www.city.shibata.lg.jp>
